

平成23年9月中川村議会定例会議事日程(1)

平成23年9月12日(月) 午前9時00分 開会

出席議員(9名)

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 藤川 稔
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳 生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 中川村地域包括支援センター条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 中川村課設置条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第7 議案第4号 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第5号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第6号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第8号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第9号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第10号 平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第11号 平成22年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第15 議案第12号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第13号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第14号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計(第2号)
- 日程第18 議案第15号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 一般質問

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 松村 正明 | 総務課長 | 宮下 健彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学 | 住民税務課長 | 北島 眞 |
| 保健福祉課長 | 玉垣 章司 | 振興課長 | 福島 喜弘 |
| 建設水道課長 | 鈴木 勝 | 教育次長 | 座光寺 悟司 |
| 代表監査委員 | 鈴木 信 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平 千賀夫
書記 松村 順子

5番 村田 豊

- (1) 村民への情報提供は改善されますか
- (2) 高齢者対応は充たされていますか

4番 山崎 啓造

- (1) 伊那生田飯田線道路改良と中央新幹線開業を視野に入れた中川村の活性化策は

3番 藤川 稔

- (1) 村長の政治姿勢について
- (2) 自然景観の保全によるまちづくり政策について

平成23年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年9月12日 午前9時00分 開会

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。6番 大原孝芳議員より、本日、欠席届が出ていますので、欠席を許可してあります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年9月中川村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 平成23年度中川村議会9月定例会を催しましたところ、議員各位におかれましては、皆様、ご多用の中、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。

先の台風12号は、紀伊半島を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらしました。日本で最も美しい村連合の仲間でありますところの奈良県十津川村でも大勢の犠牲者が出ております。亡くなられた方々のご冥福を祈り、また、被害を受けた皆さん方に一日も早く平穏な日々が戻りますよう、関係各位のご尽力に期待するところであります。

三六災から50年に当たります今年、幸い、中川村においては、これまでのところ大きな災害もなく過ぎております。

ただ、東日本大震災を初め、栄村、松本の地震、新潟の豪雨災害、そして、このたびの台風12号と、あちこちで次々と災害が発生しております。

先日は、伊南消防、社協からも参加をいただいて、東京から指導に来ていただき、庁内で災害対応の図上演習を行いました。被害の全体把握がうまくいかず、参加した職員一同、情報共有、特に状況の報告、発信の難しさを実感し、いつ来るかわからない災害に対する心構えの重要性を改めて認識した次第であります。

恒例のどんちゃん祭りにおきましては、議員各位のご協力をいただき、多少は雨が降ったものの、無事、盛況のうちに終えることができました。ありがとうございます。

不況の中でもあり、また、東日本大震災、東電原発事故があったにも関わらず、花火に対しても昨年を上回る寄附をちょうだいすることができました。大変ありがたいことと感謝をいたしております。

また、村民有志により飯館村の皆さんを招き、菅野村長の講演を初め有意義な交流が持てたこと、そして、何より飯館村の皆さん方にも喜んでいただけたことは大変よかったと感じております。

昭和伊南総合病院の経営状況につきましては、詳しくは伊南行政組合の全般とともに全員協議会でご説明を申し上げますので、簡単に状況をご報告いたしますと、平成22年度の決算は2億3,800万円の黒字となり、単年度黒字は2年連続となっております。

す。来春、救命救急センターの指定がえが予定されておりますけれども、既存のHCU、高度治療室に新たにICU、集中治療室を設置し、CTなどの緊急医療機器が更新、充実され、2次救急医療と心筋梗塞、脳卒中等の3次救急医療につきましては、しっかりと堅持されますので、村民の皆さん方にも、その点についてはご安心をいただきたいと思っております。

上伊那地域医療再生計画がスタートし、新たなフィルムレスの映像配信システムや医事会計システムも既に導入されました。来春の回復期リハビリテーション病棟の開設に向けた準備も着々と進んでおります。

事業管理者、院長先生初め先生方やスタッフの努力により経営改革プランを上回るペースで経営改善が進んでいることも申し添えておきます。

さて、本定例会に上程いたします議案は、お手元に配付のとおり、平成22年度一般会計に基づく健全化判断比率についてなど報告が4件、中川村地域包括支援センター条例の制定など条例案件が2件、中川村過疎地域自立促進計画の変更が1件、平成22年度中川村一般会計決算認定など決算認定が8件、平成23年度中川村一般会計補正予算(第3号)など補正予算案件が4件であります。

なお、最終日に中川村教育委員会委員の任命について追加上程をさせていただく予定でおります。

いずれも重要な案件であり、特に決算については、細かな数字も見ていただかねばならず、大変ご苦労をおかけいたしますが、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げます。議会開会のあいさつといたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、8番 柳生仁議員及び9番 竹沢久美子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定のついてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず、会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日、9月12日から22日までの11日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第3号までの条例案件等につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

議案第4号から議案第11号までの平成22年度の各会計決算認定につきましては、上程、説明、質疑の後、議会先例により委員会付託といたします。

なお、平成22年度の会計決算について、その議案の内容に関する質疑につきましては、本日の議案上程後の質疑の中でお願いします。

議案第12号から議案第15号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理

由の説明の後、議案第 13 号から議案第 15 号までの質疑、討論、採決をお願いします。
なお、議案第 12 号につきましては、22 日に質疑、討論、採決をお願いします。
引き続き一般質問を行います。
13 日は、午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問をお願いします。
一般質問終了後、議会全員協議会を行います。
14、15、16 日は委員会の日程とします。
以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査及び請願、陳情案件の審査をお願いします。
20 日 21 日は議案調査とします。
最終日の 22 日は、午後 1 時 30 分から本会議をお願いし、各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。
次に、議案第 12 号の討論、採決を行います。
次に、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願及び陳情に関する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。
なお、教育委員会委員の任命の人事案件が追加予定されておりますが、追加がありましたら当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明から採決までをお願いする予定です。
以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願
いいたしまして、報告とさせていただきます。
○議 長 お諮りいたします。
本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から 22 日までの 11 日間と
したいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 22 までの 11 日間と決定いたしました。
日程第 3 諸般の報告を行います。
まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきました
ので、ごらんいただき、ご了承願います。
次に、去る 6 月定例会において可決された「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求
める意見書、30 人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書、長野県独自の 30
人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職
員配置増を求める意見書、福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然
エネルギーの研究開発、普及等に関する国あて意見書につきましては、内閣総理大臣
を初め関係機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。
次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第 95 条の
規定により、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いた
します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので
ご了承願います。
次に、村長より行政報告の申し入れがありました。
報告第 1 号から報告第 4 号について報告を求めます。
○総務課長 それでは、報告につきまして、第 1 号 中川村の平成 22 年度決算に基づく健全化判
断比率について申し上げます。
決算に基づく健全化判断比率の公表につきましては、平成 19 年度分の決算から義務
づけられております。
実質赤字比率ほか 3 つの指標のうち 1 つでも早期健全化基準を超えると外部監査や
財政健全化計画の策定の対象となります。
さらに、財政再建基準を超えますと、国の監査を受けて財政再建を目指す財政再建
団体に移行することとなります。
中川村の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計ともに収支は黒
字でありまして、公営企業会計の資金不足も生じていないことから、赤字額の大きさを
示す数値はありません。
実質公債費率は 12.3%で、21 年度比 3.0 ポイント下がっております。
また、将来負担比率につきましても 11.3%で、21 年度比 35.1 ポイントの大きな改
善が見られております。
いずれも早期健全化基準内の数値であります。
詳細につきましては、後日、場所を改めて説明をさせていただきます。
以上、よろしく申し上げます。
○建設水道課長 続きまして報告の 2 号から 4 号までをお願いをいたします。
お手元に資金不足比率についてということで報告 2 号から 4 号まで監査委員さんの
意見を付してお配りをさせていただいております。
まず、報告の第 2 号でございますが、平成 22 年度中川村公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算に基づく資金不足比率でございますけれども、歳入額は 2 億 2,583 万 9,000
円、建設改良費以外の地方債の借入れはありません。歳出額は 2 億 2,514 万 2,000
円で、資金が充足しているために資金不足比率は 0%という計算になります。
資金不足比率につきましては、20%を超えますと経営健全化計画の策定を求められ
るということになっておりますけれども、今、申しましたとおり 0%でございますの
で、その必要はなく、経営は健全であるということでございます。
続きまして報告第 3 号 平成 22 年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算に基づく資金不足比率でございます。
こちらにつきましては、歳入額が 1 億 3,750 万 7,000 円、こちら建設改良費以外
の地方債の借入れはございませんので、歳出額は 1 億 3,680 万 7,000 円で、公共下
水道同様に資金は充足をしております、資金不足比率は 0%となります。
最後に報告第 4 号 平成 22 年度中川村水道事業決算に基づく資金不足比率でござ
いいますが、水道会計につきましても、流動資産 1 億 5,468 万円に対しまして流動負債

は34万2,000円で、建設改良費以外の地方債現在高はございませんので、こちらにつきましても、資金不足比率は0%、経営は健全ということになります。

以上、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村地域包括支援センター条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 中川村地域包括支援センターの設置に関する条例を整備するため本案を提出するものでございます。

中川村地域包括支援センターは、平成18年4月1日の介護保険法の改正により設置をされていましてけれども、条例制定義務がなかったため、特段、条例を制定せずに来ていました。今回、村の全体的な例規整備に当たり、設置条例を制定するのが適当と考え、条例を整備するものであります。

条例本文ですが、第1条の趣旨では、介護保険法及び地方自治法の規定により設置するとしています。

第2条の名称及び位置ですが、現在、地域包括支援センターが設置されている大草4038番地-3の村保健センター内としています。

第3条では、利用者の範囲を規定し、第4条では、職員について、保健師、主任介護支援専門員など、必要な職員を置くとしています。

第5条は、地域包括支援センターの運営について検討いただく運営協議会について規定をしています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村課設置条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号につきまして説明をさせていただきます。

提案理由は、中川村課設置条例等の条項、字句等の整理を行うため、本案を提出するものでございます。

法令、条項等の引用は正確であるか、現行の法規との整合はとれているか、用語の表記や文章表現は適切に行われているかを中心に例規の点検を行い、この際、条例の題名に原則として中川村を付すことにいたしました。その結果、26本の条例を一部改正または廃止するために集合条例としてまとめ、一括して改正を行うものであります。

お手元に関係説明資料を参考にさせていただきたいと思います。

まず、集合条例の第1条につきましては、中川村課設置条例の一部改正でありまして、例規集では第1巻の211ページになります。

以下、例規集のページにつきましては、説明資料の右覧に掲載してありますので省略させていただきます。

さらに、211-3ページの別表中の「老人保健医療」とありますけれども、既に老人保健医療は廃止されておりますので、これにかわる「後期高齢者医療」に改めるものでございます。

次に、集合条例の第2条は、中川村選挙公報の発行に関する条例の一部改正であります。

表記の決めに倣った改正と法の正確な引用を行うための改正です。

第3条は、中川村条例の用語と表記の統一に関する条例の一部改正であります。

これも表記の決めに倣った改正でありまして、別表及び様式に付する関係条文は条であらわすための改正であります。

第4条は、中川村行政手続条例の一部改正です。

引用法の条項が誤っているため、これを正しく改正するものであります。

第5条は、中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

表記の決めに倣った改正でございます。

説明資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

条例の第6条は、中川村認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正であります。

第3条で個人印鑑と略称規定をする名称に従いまして改める改正です。

第7条は、中川村情報公開条例の一部改正であります。

表記の決めに倣って改めること、会の名称を略称規定により改め表記する改正であります。

続きまして第8条は、中川村地域情報システム建設事業分担金条例の廃止条例であります。

建設事業が既に終了し、分担金の徴収が終了しておりますので、条例を廃止するものであります。

次に集合条例の第9条でありますけれども、これも引用法令の略称規定により表記を改めるものであります。

条例第10条では、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正です。

第2条第1項、本文で勤務時間を1週間について38時間45分と規定しております、これは1日の勤務時間が7時間45分であります。第3条第2項で「8時間」とありますのを「7時間45分」の現行の勤務時間に改めます。

さらに、引用条項の訂正と文章の整理を行うものであります。

説明資料の3ページをお願いいたします。

第11条は、公益的法人等の中川村職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

引用する一般職職員の給与に関する条例の引用する条項を訂正をいたしまして、条例名を改めるものであります。

第12条は、中川村の職員互助団体に関する条例の一部改正です。

第1条は、趣旨を規定をしているために、見出しを改めまして、団体の名称を変更いたします。

第13条は、中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

法律の改正により、体育指導員はスポーツ推進員というふうに名称が改まったことから、報酬に関連する同指導員名は名称を改めることとしました。

説明資料4ページのほうをお願いをします。

第14条は、中川村の選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例の一部改正です。

地方自治法の規定により、条例第1条で費用弁償する趣旨を規定していますが、地方自治法のとらえ方がこの中では謝っておりますので、これを正しく直すための改正であります。

第15条は、中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

この条例は、条が多く章立てになっていることから、目次を加えて見やすく変更をいたします。

また、第3条第2項では、第3項との重複部分を削り、引用条例、条項を訂正をして、不足する字句を加えるものであります。

説明資料の5ページをお願いいたします。

第16条は、中川村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。

引用条項の訂正と表記を改める改正でございます。

第17条は、中川村特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部改正です。

第1条の見出しを趣旨に改め、条文を整えます。

また、引用する条例を正しく規定をいたします。

第18条は、中川村職員の旅費に関する条例の一部改正です。

説明資料は6ページのほうになりますので、願をしたいと思います。

条文中の表現の整理と条例が委任する先を別に定めるように変更をいたします。

さらに、制度の変更に伴いまして改正漏れがありました。そのために附則の第2項を改正をいたします。

条例第19条は、中川村の財政状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第1条の見出しが「この条例の目的」というふうになっていますが、単に「趣旨」に改めるための改正であります。

第20条は、中川村の財産に関する条例の一部改正です。

条例の引用条項を訂正をして、地方自治法から、これも引用をしているわけでありまして、この法の引用条項を訂正すること及び別表の中に「備考」というところで一番下に文章が記されておりますけれども、備考の文章を整理する改正であります。

第21条は、中川村の公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正です。

条を引用する場合の表記の約束に従って改めまして、第9条第1項で略称規定をしているために第2項を改めるなどの改正を行うものであります。

次に説明資料の7ページをお願いしたいと思います。

第22条は、中川村地域集会施設条例の一部改正であります。

別表があるわけでありまして、別表で冷房につきましても実費徴収とするための改正を加えるものであります。

第23条は、中川村減債基金条例の一部改正です。

第1条の基金の設置の目的でありますけれども、将来にわたる村財政の健全な運営に資することを目的とするため、条文中の「村財源」を「財政」という言葉に置きかえる改定を行います。

第24条は、中川村中山間地域保全基金条例の一部改正です。

第4条、ただし書きの文章表現を改める改正であります。

第25条は、中川村固定資産評価審査委員会条例の一部改正です。

第1条を「目的」から「趣旨」に変更をいたします。

第26条は、中川村手数料徴収条例の一部改正です。

第1条の条文表現を改めまして、第2条第2項の手数料の件数の扱いを項でなく号で表現するように変更をいたします。

また、別表の第20号の引用する規則名称を正しい名称に改める改正でございます。

最後に説明資料8ページをお願いいたします。

この条例につきましては、附則で公布の日から施行するというものでございます。

以上、集合条例、長いものでございますけれども、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

○議長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおりに可決されました。
日程第6 議案第3号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号 中川村過疎地域自立促進計画の変更についてお願いをいたします。
提案理由でありますけれども、過疎地域自立促進計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりまして本案を提出するものでございます。
参考に過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後の比較表をつけてありますので、ごらんをいただきたいと思っております。
最初に変更表の2ページのほうを見ていただきたいわけでありまして、今回の変更は、過疎地域自立促進特別対策事業として上伊那福祉協会老人福祉施設建設負担金を充てる計画でございましたが、これを高齢者福祉施設その他事業で起債し、負担金に充てるというのが1つ目の変更であります。
変更表の1ページに戻っていただきたいわけでありまして、2つ目の変更でありますけれども、過疎地域自立促進特別対策事業で村道舗装修繕、オーバーレイを計画をしておりましたが、補修修繕に合わせまして道路側溝の修繕、ガードレール等の道路付帯施設等の更新を含めて事業の変更をいたします。
3つ目の変更は、道路災害を未然に防止するため、危険箇所について道路災害防除工事として新たに事業を追加し、交通安全の確保のため街路灯整備事業により街路灯を更新する事業を追加する、そういう変更でございます。
なお、巡回バス運営経費及びバス停更新事業は、過疎地域自立促進特別対策事業からその他の事業に区分変更するものでございます。
以上、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑・討論を行います。
質疑・討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑・討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおりに可決されました。
お諮りいたします。
日程第7 議案第4号から日程第14 議案第11号までにつきましては、平成22年度の決算関係であり、関係がありますので、この8議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 異議なしと認めます。よって、
日程第7 議案第4号 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第5号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議案第6号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議案第8号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第9号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第10号 平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 議案第11号 平成22年度中川村水道事業決算認定について
以上の8議案を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 それでは、議案第4号から議案第10号までの平成22年度各会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。
初めに議案第4号 中川村一般会計歳入歳出決算書であります。まず、決算書の3ページをごらんください。
3ページの一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。
平成22年度の歳入決算額は39億9,449万8,552円です。
続いて5ページをごらんください。
一番下の行の歳出合計、左から4列目の歳出済額をごらんください。
歳出決算額は37億4,945万8,033円で、6ページにありますように、歳入歳出差引残額は2億4,504万519円です。
次に92ページをお願いします。
92ページの実質収支に関する調書、お願いします。
1の歳入総額は39億9,449万9,000円、2の歳出総額は37億4,945万8,000円、3の歳入歳出差引額は2億4,504万1,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は明許

繰越の一般財源であります(2)の繰越明許費繰越額1,057万2,000円で、歳入歳出差引額からこの繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額であります、2億3,446万9,000円の となっております。

歳入は、前年度比9,555万2,000円、2.3%の減、歳出は1億8,078万8,000円、4.6%の減となりました。

続いて内容についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

なお、説明は、主要な点や特徴的な事項についてのみといたします。

また、金額につきましては1,000円単位で申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、1の村税は、収入済額4億4,350万7,000円で、このうち村民税が1億8,465万9,000円、固定資産税が2億2,655万4,000円でありまして、村民税は、景気後退や平成22年10月のたばこ税税率改正の影響もありまして、村税全体では前年度比2,211万円、4.7%の減となりました。

不納欠損額は94万9,000円、収入未済額は1,580万3,000円で、村税全体の徴収率は、前年度比0.4ポイント減の96.4%となっております。

村税の大口徴収困難事案につきましては、平成23年4月より業務を開始しました長野県地方税滞納整理機構と連携するなど、今後も未収金の解消に向け、さらに努力してまいりたいと思います。

次に、2款の地方譲与税であります、5,784万1,000円です。前年度比189万7,000円、3.2%の減です。

12款の地方交付税は、18億2,496万8,000円、このうち普通交付税が16億6,327万5,000円、特別交付税が1億6,169万3,000円でありまして、前年度比9,835万9,000円、5.7%の増となりました。

普通交付税の前年度比7,102万5,000円の増は、景気低迷により住民税所得割額の減少に伴う基準財政収入額の減によるものです。

地方交付税の歳入全体に占める割合は45.7%と前年度比3.5ポイントの増となっております。

2 ページをお願いします。

14款の分担金及び負担金は4,017万8,000円、うち負担金は3,994万5,000円で、主なものは保育料3,442万7,000円であります。

負担金の収入未済額は37万2,000円で、保育料5件分と児童クラブ2件分であります。

15款の使用料及び手数料は4,326万円、うち使用料は3,775万9,000円、主なものは住宅使用料2,751万9,000円で、収入未済額5万4,000円は住宅料3件分です。住宅使用料は、前年度比371万1,000円の増となりましたが、これは主に村営住宅パークハウス滝戸によるものです。このほか、農産物加工施設つくっちゃオの使用料148万9,000円が新たな歳入となっております。

16款の国庫支出金は、5億3,999万6,000円、うち国庫負担金は1億61万5,000円で、前年度比5,315万5,000円、112%の大幅増となりました。これは平成22年度から始まった子ども手当によるものです。

国庫補助金は4億3,295万7,000円で、主なものは地域活性化経済危機対策臨時交付金を初めとする平成21年度繰り越しの4つの交付金で3億6,242万4,000円、平成22年度のきめ細かな交付金2,903万7,000円と、新たな交付金の住民生活に光を注ぐ交付金2,051万円、住宅建築物安全ストック形成事業補助金1,174万円などであります。

なお、収入未済額の2,965万円は、繰越事業にかかる未収入財源で、きめ細かな交付金であります。

国庫支出金全体では、前年度比1,389万3,000円、2.6%の増となっております。

17款の県支出金は4億3,108万2,000円、うち県負担金は4,241万6,000円で、児童手当、障害者自立支援給付費などです。

県補助金は3億6,963万5,000円で、主なものは、介護基盤緊急整備特別対策事業1億800万円、公共投資臨時交付金5,822万8,000円、林業経営構造対策事業4,488万円などです。

なお、収入未済額の815万7,000円は、繰越事業にかかる未収財源で、林業施設災害復旧事業補助金等であります。

県支出金全体では、前年度比1億5,509万7,000円、56.2%の大幅増となっております。

18款の財産収入は952万1,000円で、土地、建物貸付収入、基金利子などありますが、金利安により基金利子が減ったことなどから、財産収入は前年度比336万1,000円の減となりました。

19款の寄附金は300万円で、特定目的寄附金であります。

21款の繰越金は1億5,980万5,000円で、21年度からの繰越金です。

3 ページ、22款の諸収入は5,320万1,000円で、CATV施設利用料2,450万円などであります。

23款の村債は3億1,665万円、前年度比3億130万1,000円、48.8%の大幅減でありまして、主なものは地域医療確保対策事業4,470万円、村道整備事業1億6,390万円、村営住宅建設事業5,470万円、アスベスト対策事業3,280万円などです。

村債のうち過疎債は2億8,115万円で、このほかに平成22年度の辺地対策総合整備計画策定により辺地債2,960万円が新たな財源となっております。

なお、収入未済額7,955万円の内訳は、過疎債5,725万円、辺地債2,230万円で、林道改良と村道整備の繰越事業にかかわる未収入財源であります。

以上が歳入であります。

続いて歳出についてご説明します。

4 ページをごらんください。

1款の議会費は、支出済額4,990万円で、前年度比71万2,000円の減であります。

2 款の総務費は、5 億 6,571 万 2,000 円で、主なものは、新たな住民生活に光を注ぐ交付金基金積み立てを初めとする基金積み立て 7,815 万 1,000 円、平成 21 年度繰り越しの集会施設耐震等改修工事 3,280 万 7,000 円、上伊那広域連合負担金 2,555 万 2,000 円、東北地方太平洋沖地震被災地義援金 500 万円などです。

選挙費では、参議院議員選挙、県知事選挙が執行されました。

また、平成 18 年度から継続のまちづくり交付金事業は、5 年目となる平成 22 年度に事業完了となり、事後評価の実施公表を行いました。

総務費全体では、前年度比 3,817 万 9,000 円、6.3%の減となっております。

なお、翌年度繰越額 1,307 万円は、きめ細かな交付金事業の防犯灯 LED 化設置事業 1,100 万円など 2 つの事業を翌年度に繰り越したものです。

3 款の民生費は、8 億 9,980 万 9,000 円、主なものは平成 21 年度繰り越しの地区高齢者等支え合い拠点施設整備事業 1 億 1,489 万 5,000 円、平成 21 年度繰り越しを含む介護予防拠点施設建設事業 1 億 238 万円、国保等 3 つの特別会計への繰出金が 3 会計で 1,589 万 9,000 円、扶助費は老人福祉など 4 つの事業の合計で 1 億 9,835 万円などです。

また、新たなものでは、子ども手当 7,941 万 7,000 円、県の公共投資臨時交付金による地域活性化公共投資臨時交付金基金積み立て 2,930 万円などで、前年度比 3 億 37 万 9,000 円、50.1%の大幅増となっております。

4 款の衛生費は 3 億 763 万 1,000 円で、主なものは、伊南行政組合負担金 3,629 万 8,000 円、ごみ処理事業 3,651 万 7,000 円、平成 21 年度繰り越しの地域活性化公共投資臨時交付金等による上水道老朽管更新工事にかかわる水道事業会計繰出金 1 億 2,500 万円などで、前年度比 6,960 万 1,000 円、18.5%の減となっております。

6 款の農林水産業費は 3 億 7,896 万円、うち農業費が 2 億 8,891 万 9,000 円であり、主なものは、鳥獣害防止対策事業 1,753 万 9,000 円、中山間地域直接支払交付金 2,436 万 9,000 円、農集排特別会計繰出金 1 億 1,324 万円、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 4,013 万 2,000 円、農産物加工施設つくっちゃオにかかる農業施設管理事業 749 万 2,000 円などです。

林業費では、林業経営構造対策事業補助金 4,488 万円があり、農林水産業費全体では、前年度比 2 億 1,860 万 6,000 円、36.6%の大幅減となっております。

なお、翌年度繰越額 900 万円は、林道改良にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものです。

7 款の商工費は 5,524 万 8,000 円で、主なものは、平成 21 年度繰り越しのふれあい観光施設管理事業 1,436 万 4,000 円、商工会補助金 619 万 6,000 円などで、商工費全体では前年度比 1,376 万 3,000 円、19.9%の減となっております。

なお、翌年度繰越額 1 万 5,000 円は、きめ細かな交付金事業のふれあい観光施設修繕工事にかかる歳出を翌年度に繰り越したものです。

8 款の土木費は 5 億 1,633 万 3,000 円、うち道路橋梁費は 2 億 4,889 万 8,000 円で、主なものは、道路新設改良事業の平成 21 年度繰り越し 2 路線を含む村道 11 路線で、1

億 7,609 万円、ずく出し事業補助金 30 件で 497 万 1,000 円などであります。

また、都市計画費は 1 億 8,280 万円で、主なものは、公共下水道会計繰出金 1 億 5,846 万円、新たなもので坂戸公園整備事業 1,320 万 5,000 円などであります。

住宅費は 5,691 万 2,000 円で、主なものは、村営住宅用地取得にかかわる 5,472 万 3,000 円です。

このほか、河川費 1,910 万円は、県の公共投資臨時交付金を充てた準用河川堂洞沢川改修工事にかかる歳出であります。

なお、翌年度繰越額の 8,022 万 5,000 円は、村道 6 路線の道路新設改良事業などにかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では、前年度比 5,610 万 3,000 円、9.8%の減となりました。

5 ページの 9 款 消防費は 8,897 万 8,000 円で、常備消防の伊南行政組合負担金 6,130 万 7,000 円、消防団の報酬、訓練日当などが、そのほかのものであります。

10 款の教育費は 3 億 2,433 万 2,000 円、うち教育総務費は 7,140 万 9,000 円で、AET 事業 411 万 1,000 円のほか、平成 21 年度繰り越しの西小独身、中学世帯住宅屋根、壁塗装工事 473 万 6,000 円などです。

小学校費では、平成 21 年度繰り越しを含む東小施設改修工事 2,510 万円、同じく西小施設改修工事 974 万 6,000 円を行いました。

中学校費では、給食センター、中学校ランチルーム石綿撤去工事 4,405 万 8,000 円や平成 21 年度繰り越しを含む改修工事 1,148 万 2,000 円などを行いました。

また、社会教育費は 9,057 万 6,000 円で、主なものは、文化センターの管理運営事業 2,750 万円、歴史民俗資料館改修工事 221 万 8,000 円などであります。

保健体育費は 980 万 7,000 円で、平成 21 年度繰り越しを含む施設改修工事 594 万 4,000 円などであります。

なお、翌年度繰越額の 1,106 万 3,000 円は、きめ細かな交付金事業の東西小学校パソコン教室新クライアント端末更新事業 523 万円、中学校職員トイレ改修事業 583 万 3,000 円を翌年度に繰り越したものであります。

11 款の災害復旧費は 2,464 万円で、農地 3 カ所、農業用施設 4 カ所で、計 1,060 万 8,000 円、林道 1 路線 358 万 1,000 円、村道 2 路線 1,045 万 1,000 円であります。

なお、翌年度繰越額の 455 万 6,000 円は、林道 1 路線の災害復旧にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

12 款の公債費は 5 億 3,791 万 6,000 円で、前年度比 1 億 5,398 万 4,000 円、22.3%の大幅減となっております。

以上が歳出であります。

7 ページからの事項別明細書につきましては説明を省略いたします。

次に、93 ページからの財産に関する調書をごらんください。

93 ページであります。1 の公有財産でありまして、公有財産の土地は、村営住宅用地取得及び飯沼南陽会館用地の寄附、村民グラウンド南の山林取得等で 1 万 200 ㎡の増、建物は、南陽以下 10 施設の集会所新・増築等で 866 ㎡の増となっております。

96 ページをごらんください。

96 ページの4の基金であります。積み立ては財政調整基金で5,200万円、高度情報化基金1,214万1,000円、新たな積み立ての地域医療確保対策基金等、3つの基金で6,950万4,000円など、合計で1億3,405万5,000円、年度末現在高は、財政調整基金7億9,030万円など、合計で13億8,102万5,000円となっております。

以下、詳細については、ごらんください。

決算書につきましては以上とさせていただきます。

次に、決算報告書について若干説明いたします。

まず、決算報告書の1ページをごらんください。

決算収支の状況ですが、⑤の実質収支、平成22年度実質収支額から平成21年度の実質収支額を差し引いた⑥の単年度収支と⑦の積立金、これは財政調整基金であります。次の⑧の繰上償還金を加えた⑩の実質単年度収支額は2億5,600万5,000円となりました。

次に6ページをごらんください。

地方債の状況であります。平成22年度発行額は3億1,665万円、償還額は5億3,783万9,000円で、年度末現在では合計で35億4,376万6,000円となっており、このうち過疎債と臨時財政対策債の合計が31億2,806万2,000円で、全体の88.2%を占めております。

また、平成22年度、新たに辺地対策事業債2,960万円を発行しております。

繰上償還を行ったことにより、地方債全体では前年度末に比べ1億7,294万円の減となっております。

さらに、下水道会計を含めた平成22年度末現在の中川村の地方債残高は、平成21年度より3億8,527万円減っており、合計で68億8,245万4,000円となっております。

次に17ページをごらんください。

実質公債費比率は、前年度比3.0ポイント下がって12.3%で、数値は年々低減、改善しております。

18ページをごらんください。

財政力指数であります。0.228で、昨年度を0.01ポイント下回っております。

以上が主要な財政指標であります。

これらの数値を見ますと、中川村の財政は厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られていると思います。

しかしながら、今後も続くと思われる景気の低迷、交付税の不透明な動向など、歳入に関しては不安定な要素がありますので、今後とも財政確保に努めながら、第5次総合計画に基づき、計画的かつ効率的な財政運営に努める必要があります。

次に、議案第5号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。

決算書のほうをお願いします。

2ページをごらんください。

まず2ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。平成22年度の歳入決算額は4億6,430万9,205円です。

続いて4ページをごらんください。

表中、一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は4億4,527万4,940円です。

歳入歳出差引額は1,903万4,265円です。

歳入は、前年度比3,402万2,000円、7.9%の増、歳出は3,623万6,000円、8.9%の増であります。1ページをお願いします。

1款の国民健康保険税は、収入済額1億729万6,000円で、前年度比702万7,000円の減となっております。

不納欠損額は2万8,000円、収入未済額は462万6,000円で、徴収率は前年度比0.2ポイント増の95.8%であります。

5款の国庫支出金は1億1,171万1,000円で、主なものは、療養給付費と負担金8,903万8,000円、調整交付金1,927万4,000円などであります。

6款の療養給付費交付金は2,386万9,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者分です。

7款の前期高齢者交付金は1億1,535万6,000円で、これは、前期高齢者医療にかかわる支払基金からの交付金であります。

13款の繰入金は、1,997万5,000円で、一般会計からの税の軽減分などと基金からの繰り入れであります。

次に3ページの歳出であります。2款の保険給付費は3億774万円、このうち療養諸費と高額療養費は、一般被保険者で2億7,614万3,000円、前年度比2,953万4,000円、12%の増、退職被保険者で2,805万円、前年度比1,439万2,000円、105.4%の大幅増となっております。

また、任意給付の出産育児一時金は4件で168万1,000円、葬祭費は5件で15万円です。

一般・退職被保険者とも、医療給付が増えたことにより、保険給付費全体では前年度比4,263万8,000円、16.1%の増となりました。

3款の後期高齢者支援金等は5,327万5,000円で、前年度比565万6,000円の減。

5款の老人保健拠出金は9万4,000円で、前年度比585万円の減であります。

7款の共同事業拠出金は4,466万8,000円で、内訳は、高額医療共同事業分が865万8,000円、保険財政安定化事業分が3,601万円です。

8款の保健事業費は337万7,000円、うち特定検診健康診査事業が280万2,000円となっております。

次に25ページの財産に関する調書をごらんください。

25ページであります。

基金であります。国保支払準備基金は7万円の積み立て、500万円の取り崩しを

行い、年度末残高 2,507 万円となっております。

以上、国保会計です。

次に、議案第 6 号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 22 年度の歳入決算額は 4 億 4,889 万 4,198 円です。

続いて 2 ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 4 億 3,956 万 4,782 円で、歳入歳出差引残額は 932 万 9,416 円です。

歳入は、前年度比 3,507 万 7,000 円、8.5%の増、歳出は 3,366 万 8,000 円、8.3%の増であります。

1 ページをごらんください。

歳入の 1 款 保険料は 7,826 万 3,000 円で、前年度比 18 万 7,000 円の減、収入未済額は 4 万 8,000 円で、徴収率は前年度と同じ 99.9%です。

4 款の国庫支出金は 1 億 1,163 万 6,000 円、5 款の支払基金交付金は 1 億 2,998 万円、6 款の県支出金は 6,029 万 5,000 円、10 款の繰入金は 5,939 万 7,000 円ですが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入であります。

なお、繰入金のうち基金繰入金 105 万 8,000 円ですが、これは、介護従事者処遇改善臨時特例基金の取り崩しによるものです。

2 ページの歳出をお願いします。

2 款の保険給付費は 4 億 1,319 万 8,000 円、うち主なものは、サービス給付費等諸費が 4 億 643 万 9,000 円、高額介護サービス費が 629 万 7,000 円でありまして、給付費全体では 3,779 万 7,000 円、10.1%の増であります。

6 款の基金積立金は 309 万円で、介護給付費準備基金に、この結果、17 ページをお願いします。17 ページの基金であります。年度末基金残高であります。介護給付費準備基金が 4,280 万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金は 0 円となっております。

以上が介護保険会計であります。

次に、議案第 7 号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書です。

1 ページ、一番下の行の歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 22 年度の歳入決算額は 3,987 万 6,994 円です。

続いて 2 ページの表中、一番下の行の歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 3,974 万 4,662 円で、翌年度繰越額 13 万 2,332 円となりました。

1 ページの歳入ですが、1 款の保険料は 2,712 万 2,000 円で、収入未済はなく、徴収率は 100%であります。

4 款の繰入金は一般会計繰入金で、1,258 万 5,000 円です。

2 ページの歳出ですが、2 款の広域連合納付金は 3,530 万 5,000 円でありまして、保険料負担分と保険基盤安定負担金であります。

以上が後期高齢者医療会計です。

次に、議案第 8 号 老人保健医療特別会計歳入歳出決算書です。

1 ページ、2 ページにありますように、平成 22 年度の老人保健会計決算は、歳入歳出決算額とも 0 円となりました。

この会計は、平成 20 年度から後期高齢者医療へ移行しており、平成 22 年度当初、歳入では支払基金、国県等の交付金、歳出では医療給付実績を見込みましたが、いずれも実績は 0 円でした。

本会計は平成 22 年度をもって終了となります。

次に、議案第 9 号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書です。

1 ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 22 年度の歳入決算額は 2 億 2,583 万 8,927 円です。

続いて 2 ページの表中、一番下の行の歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 2 億 2,514 万 1,705 円で、翌年度繰越額は 69 万 7,222 円あります。

歳入は前年度比 660 万円、2.8%の減、歳出は 604 万 6,000 円で、2.6%の減であります。

1 ページの歳入ですが、1 款の分担金及び負担金は 1,150 万 3,000 円で、前年度 900 万円的大幅増となりました。

収入未済額が 28 件で 1,780 万 4,000 円です。今後とも、つなぎ込み推進し、未収金の解消に努めてまいります。

2 款の使用料及び手数料のうち使用料は 5,446 万円で、前年度比 93 万 8,000 円の増、収入未済額は 16 件、88 万 9,000 円です。

なお、平成 22 年度、処理区域内普及率を水洗化人口で見ますと、水洗化率は、大草処理区が 92.2%、片桐処理区が 81.4%、合計 85.2%でありまして、前年度比 4.9 ポイントの増となっております。

7 款の繰入金は 1 億 5,846 万円で、前年度比 1,594 万円、9.4%の減で、一般会計からの公債費分の繰り入れであります。

2 ページの歳出をお願いします。

1 款の下水道事業費は 4,442 万 1,000 円、うち下水道維持費は 3,157 万 3,000 円で、前年度比 337 万 2,000 円の減となっております。

2 款の公債費は 1 億 8,072 万円で、前年度比 264 万 3,000 円の減です。

10 ページの財産に関する調書をごらんください。

公有財産、重要物品は、年度中の増減はありません。

以上、公共下水道事業会計です。

次に、議案第 10 号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページ、一番下の行の歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 22 年度の歳入決算額は 1 億 3,750 万 6,682 円です。

続いて、2ページの表中、一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は1億3,680万6,895円で、翌年度繰越額は69万9,787円となりました。

歳入は前年度比971万9,000円、6.6%、歳出は934万5,000円、6.4%の、それぞれ減となっております1ページの歳入をお願いします。

1款の分担金及び負担金は210万円です。

2款の使用料及び手数料のうち使用料は2,100万3,000円で、前年度比37万8,000円の増、収入未済額、5件で4万円であります。

なお、平成22年度普及率を水洗化人口で見ますと、水洗化率は全体で87.7%でありまして、前年度比6.1ポイントの増であります。

7款の繰入金は1億1,324万円で、全額、公債費分です。

2ページの歳出であります。1款の農業集落排水事業費は3,174万9,000円、そのうち維持管理事業分は2,342万3,000円で、前年度比175万円の減となっております。

2款の公債費は1億505万7,000円で、前年度比437万円の減です。

以上、農業集落排水会計です。

以上で各会計の決算の説明とさせていただきます。

審査のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第11号平成22年度中川村水道事業決算について説明をさせていただきます。

水道事業につきましては、企業会計方式をとっておりますので、損益決算書の増減事項に損益取引と貸借対照表の増減事項でもあります資本取引を区分をして掲載をしてございます。

まず、1・2ページにつきましては税込みとなっておりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

決算書の、まず1ページであります。収益的収入及び支出、表の一番上でありませけれども、収益的収入の決算額は9,013万562円、下の支出でありますけれども、決算額が予算額の次のところにありますけれども、一番上のところで8,670万8,509円、差し引きは342万2,053円のプラスになりました。

次、おめくりいただいて2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。資本的収入につきましては、分・負担金の88万2,000円、それから、国庫補助金の1,500万円、繰入金1億2,500万円等々を合わせまして、決算額が1億4,088万2,000円でありました。

これに対し資本的な支出であります。建設改良費1億5,034万9,250円、企業債の返還が391万4,424円、決算額が1億5,426万3,674円で、差し引き1,338万1,674円の附則となっておりますけれども、これにつきましては消費税調整額及び損益勘定の留保資金等で補てんをさせていただいております。

次に3ページの損益計算書をごらんいただきたいと思います。

収益定期収支の明細となっておりますけれども、この表以降につきましては、借り受けの消費税を抜いた数値となっておりますので、留意をいただきたいと思います。

まず営業収益であります。合計で8,494万45円、営業費用の合計は8,399万2,980円で、差引営業利益であります。94万7,065円になります。これ、前年度より206万7,000円の増となっております。

これに営業外収益及び営業外費用を加減をいたしました経常利益につきましては、57万3,971円となります。

特別利益、特別損失はございません。

続いて4ページ、剰余金の計算書でありますけれども、まず、利益剰余金の部であります。減債の積立金は727万6,000円、未処分の剰余金でありますけれども、前ページのPLで見ていただきましたとおり、前年度から繰越欠損金244万5,173円に当年度の純利益を純利益を充当した後の187万1,202円、これは三角の数字でありますけれども、欠損であります。当年度の未処理欠損金となりますけれども、これにつきましては、5ページの処分案のとおり、翌年度へ未処理欠損金として繰り越すことといたします。

次に、また4ページ、ちょっと戻っていただきまして、資本剰余金の部でございますけれども、2の国庫補助金につきましては、前年度までの残高に当該年度の発生として老朽管の更新工事にかかります国庫補助金4,250万円のうちの平成22年度の繰入相当額1,500万円の、これ、税抜きでありますから1,428万5,715円となりますけれども、この布設がえに伴うみなし償却資産の国庫補助金相当額の除却にかかる費用として217万3,153円を加減をいたしました1億6,470万510円が今年度末の残高となります。

3の負担金の当該年度分は、加入金、4のその他資本剰余金は、経済危機対策等の交付金でそれぞれ参入をし、翌年度繰り越しの資本剰余金につきましては13億3,561万2,094円となります。

この数値が、6ページ、お開きをいただきまして、貸借対照表の資本剰余金の欄に転記がされることとなります。

6ページの、その貸借対照表であります。これにつきましては、平成22年度末現在の財政状況を表したものでございます。

資産の部でありますけれども、固定資産、流動資産で構成をされまして、固定資産の合計は12億7,712万9,820円、流動資産の合計は1億5,467万9,790円、資産の合計であります。14億3,180万9,610円でございます。

負債の部であります。未払金で700万8,467円、資本の部は、資本金と剰余金に区別をされておまして、資本の合計が8,378万4,251円、剰余金の合計は、下から3行目でございますけれども、13億4,101万6,892円、資本の合計は14億2,480万1,143円、資本負債の合計につきましては資産の合計と同額の14億3,180万9,610円となります。

以下、7ページに業務、経営の状況を記した事業概要を、また、それ以降に決算の

○建設水道課長

付属書類を添付をいたしました。

また、補てん財源等につきましては参考資料のほうに添付をさせていただいておりますので、後々ご参照をいただくこととし、決算書類の報告と説明とさせていただきます。

○議長 ここで、一部、文言の訂正の申し入れがありますので、発言を許します。

○総務課長 ただいま説明をいたしました議案第4号、議案第9号、議案第10号の議案の中、財産に関する調書がございます。その中で、字句、間違っておりますので訂正をさせていただきます。

まず、93ページをお開きをいただきたいわけではありますが、一般会計決算書の中の財産に関する調書、覧のところをごらんいただきますと、一番上の項と申しますか、「土地（地籍）」というふうになっております。これは、地番等をあらわすものではございませんので、面積を表示をいたしますので、「土地（地積）」、「地積」の「せき」は「面積」の「積」に直しをいただきたいと思っております。

同様に、公共下水道事業特別会計決算書、ページ、10ページです。これも、財産に関する調書、土地（地積）のところを訂正をお願いいたします。

同じく、農業集落排水事業特別会計決算書、8ページでございますが、これも「土地（地籍）」、「面積」の「積」にお直しをいただきたいと思っております。

訂正をよろしくお願いたします。

○議長 ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分とします。

[午前10時30分 休憩]

[午前10時45分 再開]

○議長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 初めに、昨年9月24日付をもちまして中川村監査委員として選任いただきました中組の鈴木信であります。

初めての定例議会の機会でありますので、おくれげながら前任の中塚委員さん同様に、よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

それでは、平成22年度中川村各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

なお、本報告書については、事前にお手元にお届けしてございますので、本日は要点のみご説明とさせていただきます。

監査委員につきましては、藤川監査委員と私の2名でございますが、私が代表して報告申し上げます。

平成22年度中川村各会計決算の審査結果について報告。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された平成22年度の中川村の各会計歳入歳出決算書及び調書類、その他、政令で定める書類並びに各基金の運用状況を示す書類について審査した結果を8月18日付で中川村へ村長へ報告いたしました。

その内容について、本日ここに報告いたします。

1、審査の概要

1、審査の対象

(1) 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算ほか特別会計6会計

2、審査の期間 平成23年8月8日から12日まで

3、審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、係数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び調書類のとの照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明徴収等、必要な審査手続をもって実施した。

2、審査の結果

1、総括

(1) 総括意見

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望にこたえるべく、保健福祉、土木、産業、教育事業などの取り組みを着々と進行されていることを評価する。

③一般会計及び特別会計6会計とも実質収支は黒字決算となっている。うち一般会計の実質収支は2億3,446万9,000円となっている。

地方交付税が歳入に占める割合は45.7%で、前年度比9,835万9,000円、5.7%の増となり、国庫支出金の占める割合は13.5%で、前年度比1,389万3,000円、2.6%の増となった。

県支出金の占める割合は10.8%で、前年度比1億5,509万7,000円、56.2%の増となった。

また、国の経済対策を目的とした臨時交付金や地域活性化きめ細やかな臨時交付金などにより、社会資本の整備とともに地域経済への波及効果も図られた。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、村民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、村民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模

一般会計の歳入決算額は39億9,449万9,000円で、前年度比9,555万2,000円、2.3%の減、歳出決算額は37億4,945万8,000円で、前年度比1億8,078万8,000円、4.6%の減となっている。

一般会計と特別会計6会計を合わせた総計では、歳入53億1,092万5,000円で、前年度比4,528万円、0.9%の減、歳出は50億3,599万2,000円で、前年度比1億2,879万1,000円、2.6%の減となっている。

一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりであるということで、以下の表については説明を省略させていただきます。

(3) 財政構造の弾力性

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。

一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標の過去10年間の年度別推移は離表のとおりであるということで、以下の表についても説明を省略させていただきます。

①財政力指数、本年度は0.228で、前年度に比べ0.01ポイント低下しており、財源力が弱い状態であることがうかがえる。

②経常収支比率は、本年度は81.2%で、前年度に比べ1.2ポイント改善されている。

③経常一般財源比率、本年度は93.1%で、前年度に比べ1.0ポイント改善されている。

④と⑤公債費比率、起債制限比率については、平成22年度より統計上の算出を開始されております。

⑥実質公債費比率、本年度は12.3%で、前年度に比べ3.0ポイント改善されている。

⑦将来負担比率、本年度は11.3%で、前年度に比べ35.1ポイントと大幅に改善されている。これは、臨時体制対策債などの繰上償還により村債残高が減少したことなどに伴うものである。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

2、一般会計

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

①村税

ア、村税の決算額4億4,350万7,000円であり、昨年度比2,211万円、4.7%の減となった。このうち個人村民税は同11.1%の減となり、その要因は、社会経済の落ち込みによる個人所得の減少や団塊の世代が退職したことによる所得階層の変化が想定される。

イ、収入未済額は1,580万3,000円であり、前年度比105万9,000円増となっている。村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも収入未済額の解消を図る必要がある。収入率の向上には非常な困難を伴うであろうが、さらなる収納対策の強化を図るよう望むものである。

ウ、村税全体で不納欠損処分は21件、94万9,000円である。処理は、地方税法の規定に基づき適正な手続により行われているものと認められたが、今後とも厳正

に対処されたい。

エ、村税の徴収率は96.4%と前年度より0.4ポイント低下している。このうち現年課税分は99.0%、前年度99.1%と高位にあり、徴収努力を評価する。滞納繰越分は15.5%、前年度16.7%で、引き続き一層の徴収に努力されたい。

なお、高額滞納者に対しては、長野県地方税滞納整理機構及び県税徴収対策室上伊那分室の徴収組織が機能して滞納額の減少が期待される。

②地方譲与税

決算額5,784万1,000円の内訳は、地方揮発油譲与税1,702万3,000円及び自動車重量譲与税4,081万8,000円である。

決算額を前年度を比較すると189万7,000円、3.2%減少している。これは、主に新車購入台数の減少により自動車重量譲与税が265万7,000円、6.1%減少したことによるものである。

③地方交付税

決算額は18億2,496万8,000円で、前年度比9,835万9,000円、5.7%の増となった。うち普通交付税は16億6,327万5,000円で、7,102万5,000円、4.5%の増となった。これは、基準財政需要額が対前年度比4,394万円の増となったが、臨時財政対策債への振替額が3,119万円増えたことにより、基準財政需要額全体としては1,275万円の増となった。

一方、基準財政収入額は景気の低迷等による税収の減により対前年度比5,639万円の減となった。

基準財政需要額と基準財政収入額との差引額に前年度調整額を含めて、普通交付税の増としては7,102万5,000円となった。

また、特別交付税は1億6,169万3,000円で、鳥獣害対策事業等により2,733万4,000円、20.3%の増となった。

④分担金、負担金

アについては、決算額、前年度比についての監査指摘事項であります。

イ、分担金、ウ、負担金についても、それぞれ指摘事項でございます。

受益者負担の原則の上からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

⑤使用料及び手数料

ア、決算額、前年度比に対する指摘事項でございます。

イ、体育文化施設使用料についても、同じく監査事項の指摘事項でございます。

これについても、受益者負担の原則の上からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

⑥国庫支出金

決算額、前年度比に対する指摘事項ございまして、国庫支出金は各種事業の貴重な財源となるため、その獲得に向けて一層努力されたい。

⑦県支出金

決算額、前年度比に対する監査指摘事項でございます。

⑧財産収入、⑨寄附金についても、同じく決算額、前年度比の指摘事項でございます。

⑩繰入金

基金からの繰入金はなかった。

⑪諸収入

決算額、前年度比に対する監査指摘事項でございます。

⑫村債

決算額は3億1,665万円で、前年度比3億130万1,000円、48.8%の減となっている。

内訳は、過疎対策事業債2億8,115万円、辺地対策事業債2,960万円、一般公共事業債200万円、災害復旧事業債390万円となっている。

決算額のうち過疎対策事業債及び辺地対策事業債で98.1%を占めている。

平成22年度同意総額は3億3,730万円で、うち平成23年度繰越明許分が7,955万円となっている。

また、前年度同意総額6億2,515万1,000円と比べ2億8,785万1,000円、46%の減となっている。

過疎指定が平成27年度末まで延長となった。起債の発行については、有利な交付税措置のある起債の発行に努められたい。

(2) 歳出

一般会計の歳出は、予算減額に対して支出済額37億4,945万8,000円、不用額2億3,311万5,000円で、執行率は91.2%であった。

不用額も、予備費2億2,056万1,000円を除けば、多額な不用額もなく、補正予算の措置等、適切に処理していることが認められた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。

歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりであるということで、

①議会費

アについては、決算額、前年度比についての監視指摘事項であります。

②総務費についても、同じく、アについては決算額、前年度比についての監査指摘事項であります。

イ、公債費

ウ、役場庁舎管理費

エ、防災対策費

オ、企画費

に対する監査指摘事項でございます。

カ、村内巡回バス事業の利用者は、延べ利用者3万3,037人と、前年度比2,721人、7.6%の減となった。学生の減少や高齢者の免許所持者の増が主因と考えられるが、村民の大切な移動手段として、さらなる利用者増を期待する。

③民生費

ア、決算事項と前年度比の指摘事項でございます。

イ、平成22年度中の出生

ウ、集い広場バンビーニについて

エ、安心こども基金事業について

オ、地域介護福祉空間整備等施設整備事業について

カ、介護基盤緊急整備に係る特別対策事業について

それぞれ監査指摘事項でございます。

村内集会施設のうち残り9施設の整備について、今後、計画的な整備を期待する。

④衛生費

ア、決算額、前年度比について

イ、健康診査事業について

ウ、片桐診療所への太陽光発電設備工事について

エ、合併処理浄化槽整備事業について

オ、ごみ処理事項について

の、それぞれ監査指摘事項でございます。

上伊那広域連合では、ごみ中間処理施設について、現在、環境影響評価の現況調査を実施中である。今後、さらなるごみの分別収集の徹底と減量化に努められたい。

⑤農林水産業費

ア、決算額、前年度比の監査指摘事項であります。

イ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による滞在型市民農園整備への補助事業に関して

ウ、鳥獣害防止対策事業について

エ、米政策について

オ、県営中山間地域総合農地防災事業について

カ、国土調査事業について

それぞれ監査指摘事項でございます。

⑥商工費

ア、決算額、前年度比について

イ、商業振興資金について

ウ、指定管理施設の利用者について

エ、地域活性化きめ細やかな臨時交付金で従来からの懸案であった大規模改修等の維持修繕工事ができた。

指定管理者の利用者については、全体的に観光施設の利用者は減少傾向である。新規利用者やリピーターの増加につながるような施策に期待する。

⑦土木費

ア、決算額、前年度比について

イ、道路改良事業について

ウ、村道維持修繕事業について

エ、ずく出し共同事業について
それぞれ監査指摘事項でございます。

オ、村営住宅建設事業では、来年度以降の中田島地区村営住宅建設のための用地取得、用地補償費 5,472 万 3,000 円、取得面積 4,780 m²が行われた。今後の建設により人口増加を図り、さらに新たな定住化政策を期待する。

⑧消防費

ア、決算額、前年度比について

イ、常備消防について

ウ、非常備消防費について

それぞれ監査指摘事項でございます。

エ、消防団は、定員 210 人のうち平成 22 年度末は 187 人の団員で、定員に満たず、確保が大変難しい状況にある。村民の安心・安全の確保から、今後も団員の増員に尽力されたい。

⑨教育費

ア、決算額、前年度比に関して

イ、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業について

ウ、学校給食センターについて

エ、笑顔で登校支援事業について

オ、社会教育施設の利用状況について

カ、歴史民俗資料館に関して

それぞれ監査指摘事項でございます。

キ、図書館事業は 1,416 万 4,000 円で、前年度比 42 万 2,000 円増となっている。利用者登録人員は 4,487 人、前年度比 75 人増で、うち村内登録者は 3,257 人で、村内人口に占める割合は 73%であった。本年度より新たに 3 歳児を対象としたセカンドブック事業 12 万円を実施した。読み聞かせを通して子供の情緒教育の推進に期待をする。

⑩災害普及費

ア、決算額、前年度比について

イ、農林施設災害復旧事業について

ウ、公共土木災害復旧事業について

それぞれ監査指摘事項でございます。

⑪公債費

ア、決算額は 5 億 3,791 万 6,000 円で、前年度比 1 億 5,398 万 4,000 円、22.3%の減となっている。

イ、平成 22 年度末現在高は 35 億 4,376 万 6,000 円で、前年度末に比べ 1 億 7,294 万円、4.7%の減となっている。期間中に 1 億 1,156 万 9,000 円の繰上償還が行われた。平成 16 年度に公債費のピークは越え、徐々に減少しているが、今後も慎重な財政運営を期待する。

(3) 基金

ア、積立基金及び定額運用基金の会計の前年度末現在高は 12 億 4,697 万円で、平成 22 年度中に 1 億 3,405 万 5,000 円の積み立てを行い、平成 22 年度末現在高は 13 億 8,102 万 5,000 円となっており、その運用については適正なものと認められた。

イ、財政調整基金の前年度末現在高は 7 億 3,830 万円で、5,200 万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成 22 年度末現在高は 7 億 9,030 万円となっている。

ウ、減債基金は、10 万円の積み立てを行い、平成 22 年度末現在高は 4,742 万円となっている。

エ、奨学基金の前年度末現在高は 9,177 万 7,000 円で、預金利子 10 万円の積み立てを行い、平成 22 年度末現在高は 9,187 万 7,000 円となっている。

オ、平成 22 年度、新たな基金積み立ては住民に光を注ぐ交付金基金 1,360 万円、地域活性化公共投資臨時交付金基金 2,930 万 4,000 円、地域医療確保対策基金 2,600 万円となっている。

3、特別会計

特別会計 6 会計の予算現額は 13 億 1,472 万 6,000 円で、総支出済額 12 億 8,653 万円、執行率は 97.9%であった。

各会計とも収入確保に努力し、また、歳出についても経費節減に努めながら適正に執行していることを認めた。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額、前年度比について

②歳出総額、前年度比について

③被保険者の加入状況について

それぞれ監査指摘事項でございます。

④国保税の滞納額は 462 万 6,000 円で、前年度比 34 万 5,000 円の減となっている。滞納額が減少していることから徴収努力を評価するが、なお一層の努力を期待する。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額、前年度比

②歳出総額、前年度比に関して

③前年度末現在の第 1 号被保険者数に関して

④保険給付費月額に対して

それぞれ監査指摘事項でございます。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額、前年度比

②歳出総額、前年度比

について、それぞれ監査指摘事項でございます。

(4) 老人保健医療特別会計

①医療保険の実績、月おくれ過誤による再審査請求等はなかった。

②歳入総額及び歳出少額とも 0 円であった。

なお、本特別会計は平成 22 年度で廃止となり、今後、見込まれる医療給付、過誤に

よる再審査請求については一般会計により処理をしていくこととなります。

(5) 公共下水道事業特別会計

- ①歳出総額と前年度対比について
- ②水洗化比率の状況について
- ④未処理区の維持管理費について

それぞれ監査指摘事項でございます。

③下水道事業の滞納額は88万9,000円、前年度比5万1,000円減となっている。また、事業負担金の収入未済額が1,780万4,000円、前年度比14万4,000円減であり、徴収に向け努力されたい。

(6) 農業集落排水事業特別会計

- ①歳出総額と前年度比について
- ②前年度末の水洗化率の状況について
- ④4地区の維持管理費について

それぞれ監査指摘事項でございます。

③下水道事業の滞納額は、5件、4万円、前年度比16万4,000円減で、今後も徴収に向け努力されたい。

4、その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会などで、税、料金など、さまざまな分野で未収金が生じている。各課の横の連携を行い、その解消に努力をされていることは評価するが、より積極的な取り組みによって解消に、なお一層努力されたい。

以上、7会計の審査結果の報告とさせていただきます。

続いて、平成22年度中川村水道事業会計決算の報告をお願いいたします。

平成22年度中川村水道事業会計決算の審査結果について報告

地方公営企業法第30条の規定により平成22年度の中川村水道事業会計決算について審査した結果を8月18日付で中川村水道事業管理者へ報告をいたしました。

その内容について、本日ここに報告いたします。

1、審査の期日

平成23年8月11日

2、審査の方法

審査に当たっては、管理者から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成22年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。

また、あわせて、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性の観点から審査した。

なお、建設水道課長より提案説明があり、重複いたしますので、決算数字等の説明は省略させていただきます。

3、決算の概要

(1) 業務実績

給水件数、給水量、有収率についての監査指摘事項でございます。

(2) 経営成績

①事業収入及び事業費用

平成22年度は57万3,000円の純利益を生じ、前年度未処分欠損金を合わせた187万1,000円を未処理欠損金として翌年度に繰り越した。

②資本的収入及び支出に関する指摘事項でございます。

4、審査の結果

決算書表について、損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類について、係数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財務財政状況を正確に表示していると認められた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

5、審査意見の総括

審査過程での総括所見をお聞きして今後の経営改善に期待する。

①平成22年度は57万3,000円の純利益となった。

未処理欠損金は187万1,000円となっている。

国の臨時交付金等により一部老朽管布設がえ工事等が行われたが、今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

②経常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

③有収率が前年度より1.0%減少したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

最後に、平成22年度財政健全化及び経営健全化審査であります。

審査の対象といたしましては、平成22年度中川村一般会計健全化比率、平成22年度中川村水道事業会計資金不足比率、平成22年度中川村下水道事業会計資金不足比率でございます。

村長から提出された資料等につきましては、いずれの適正に作成されているものと認めます。

以下、添付されている意見書等をご参考に願えれば幸いです。

以上をもちまして平成22年度中川村各会計決算の審査報告といたします。

ありがとうございました。

審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

○議長

○5番

(村田 豊) 膨大な資料で、過日、配付をしていただきました。内容を目を通しても、非常に、決算書等が総括で載っておりますので、わかりにくい部分がありましたので、前回のように決算報告書と予算書等の見比べをしながら、私、7問、7点について質問をしたいというふうに思います。

決算報告書のほうに細かい説明がありますので、その点については、内容を省きたいと思いますが、1点目として、報告書の99ページに消防団の団員不足、

先ほど監査指摘の中にも人員が提示がありました。定数よりは23人低い人員しか、現状、確保できていないということが言われておりました。事業ナンバーで、決算書では75ページにあるわけですが、271事業項目目、11節目の中に、この費用が支出された等が出ておりますけれども、予算よりは少ないというような支出のされ方がされておりますが、特に、団員不足に当たって、どのような具体的な改善策が検討されたのか、次年度へ、活性化といいますか、こういった方向で進めようじゃないかっていうことを決められたかということをお聞きしたいと思います。

2点目として、決算報告書の29ページ、これは、建設水道課になるかと思えます。緊急雇用創出事業でなかがわ保全隊に793万円の補助——補助というか資金が出ております。村道整備、維持管理ほかとなっておりますけれども、村道の路面の整備を見ますと、各地区で実施をしていただいている大変ありがたいことですが、ほかの業務がどんなような内容なのか、また、こういった補助事業を取り入れた中で、あとのどのくらいの、事業ができたのか、どのくらいの、こういった事業を、手を入れるとしたら、部分が残っているのかお聞きをしたいと思います。

3点目として、住民税務課の、報告書では45ページのところですけれども、細かいことですが、委託料の中で301、事業ナンバーの13節の中に、朝日航洋との契約の中で21万円が支払いがされております。家屋評価システム保守業務というような名目でうたわれておりますけれども、これはどんなような内容なのか、金額は少ないわけですが、その点の内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、4点目としては、80ページの報告書にあります振興課の農業施設管理事業の中の特に農産加工施設の稼働状況と収支についてどうなっているのかお聞きをしたいと思いますし、今年度は、先ほど報告がありましたように多額の補助金が投入をされております。費用分に対しても、そういった補助金で充当された部分が非常に多いと思えますけれども、次年度に当たっては、どんな、今年度の収支内容はどうかということ、できれば資料提示をいただければありがたいんですが、それに基づいて2年目にどんな改善策を検討されているのか、この点をお聞きをしたいと思います。できれば、補助金が多額に出ておりますので、その交付された施設がどういった運営状況なのか、資料提示をいただきたいと思えます。

それから、5点目としては、報告書の83ページにあります建設水道課の中で耕地林務係の、これは振興課のほうのずく出し事業との関連をするかと思えますが、村単ずく出し事業、耕地林務、建設水道の中では17件ほどの実績があるということで報告がされておりますけれども、集落の要請に対してすべてこたえられたのかどうか、振興課のほうも30件ということを先ほど言われましたので、13件くらいあったんじゃないかと思えますが、振興課のほうでもすべての要望にこたえられているかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

6点目として、建設水道課の中で、先ほど来、その補助、国からの助成施策の中で、非常に手厚い臨時交付金が交付されております。水道施設整備事業、先ほど課長のほうから説明がありまして、非常に多額な金額が交付がされて、老朽管更新事業が実施

をされました。この中で、耐震管の布設工事がどのくらい進んだのか、9ページの決算書を見ますと、私が見る中では、10件ほどあって7,500m、7.5kmくらい布設工事がえができたんじゃないかなあというふうに思いますけれども、それが、あと残りがどのくらいになっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

関連するわけですが、7点目として、今の布設がえが行われた工事について関連するわけですが、水道会計の中で昨年よりは9,500㎡ほど使用料が増えております。先ほど説明がありましたように、1%、前年度との有収率の減という、80%という数字がありましたけれども、この中で、今後、考えられるのは、地震等の欠損等の危険もありますけれども、先ほどのように布設がえの工事が行われて、漏水工事も前年度よりは非常に多い工事数が行われている中で、更新が行われておったり、配水管の工事は非常に少ない、ただ、給水管の工事は非常に多い漏水の工事が行われた中で9,500㎡というような増の中での有収率が落ちているというのは、どのようなところの原因があるのか、7点についてお聞きをしたいと思います。

○総務課長

最初のご質問についてお答えをいたしたいと思います。

中川村消防団につきましては、平成22年末までについての定数は210名でございました。これを4月1日施行から200名に減員をしております。

それから、消防委員会で対策、団員の増加について議論を重ねております。

1つは、未加入者の積極的な勧誘が、やはり必要であるということでございます。

方法としましては、各団で勧誘に参るわけでありまして、その中でも、同級生の団員が、地区が違いましても、班が違いましても、班といいますか部が違いましても、同級生の団員と一緒に言って勧誘するなどの方法をとったかどうかというような対策を考えているところであります。

もう一つは、実は、団員数が200名、定員200名になったというふうに申し上げましたが、この中には、過去、消防団を体験、経験をしておりまして、非常に協力的な皆様、OBで組織します特別消防団員という皆さんが現在では31名入っております、現在のところ、正規の団員と含めて188名という数字でございます。その定員との差の12名でありますけれども、これにつきましては、実は、女性の皆さんに団員に積極的になっていただくというようなところで、定数として余裕を持っているところでありまして、もう一つの方法としましては、女性団員の勧誘というようなことを考えておりますし、実際に議論をし、少しずつ声がけをしているところでございます。

なお、小さいときからの、できるだけ消防活動に対する理解、こういうことを理解を得るように、今年もそうでしたが、どんちゃん祭りのときに実際に消防自動車試乗体験等を行っております、そういったようなことも将来の団員の確保という面で有効かと思っておりますので、そのような活動をしているところであります。

○建設水道課長

何点か質問をいただいたわけでありまして、順に担当するところについてお答えさせていただきます。

まず、緊急雇用創出事業、なかがわ保全隊のことです。

約800万円ほどが支出をされているけれども、村道の維持管理となっております、

ほかの業務内容はということであります。

村道ばかりに限らず、河川ですとか水路ですとか、公園、それから、ちょっと変わったところでは三共の土捨て場等々の除草等々についてやっていただいていますので、道路ばかりではなくて、公園とか、一般、村が管理しているところについては、この中で見ていただいているということでございます。

それから、どのくらいの村道の管理ができたか、残りのパーセントはということでございますが、ちょっと把握のしようも、ちょっとないわけでありましてけれども、ただ、除草でいきますと、1つの道路でいくと、お話がありましたとおり、両側というようなことで、延長、距離が出るといいますけれども、道路の延長の除草ばかりではなくて、路肩の廃路ですとか、それから横断側溝の詰まってしまった土の排出ですとか、そういうこともあわせてやっていただいておりますために、なかなか、延長上、何%という数字は出にくいわけでありまして。路線の本数的にいきますと、約20路線ほどを見ていただいておりますので、村の中で約476本の路線がありますが、その率で割りますと、路線でいくと約4.2%くらいの率になりますし、単純に延長といえますと、230数km、村道、あるわけでありまして、30km、40km やったとしても7～8%の数字だろうと、こんなふうに思っております。

このほかには、先ほども言いました枯損木等々の倒木、そんな物についても伐採等もやっていただいておりますので、単純に延長がのしていないという話にはならないわけでありまして、そんな業務を、昨年度、やらせていただいたということでございます。

次に、ちょっと飛びますが、ずく出しの部分で、両方、耕地林務のところと建設係で持っているところがあるわけでありまして、村道等々につきましては、決算の報告書の95ページのところに村道の維持管理事業という中で②にずく出し共同事業の補助金、その備考のところに件数が、舗装、それから維持改良、除雪等々で30件という数字が載っております。一応、平成22年度に要望を受けた件数は32件ありますので、そのうちの30件ということで、約、率にすると93～94%ができたということになります。

水路、用水路、それから、耕地の農地については、振興課のほうでありますので、お聞きをいただきたいと思います。

次に、水道のほうであります。国の緊急経済対策の臨時交付金で水道の施設の整備ができたけれども、配水管、どのくらいの布設がえが進んだかと、こういうことであります。

先ほどのお手元にお配りをしました水道の参考資料であります。14ページのところに管路延長が載せてございます。

一番下のほうに合計が載ってまして、その上に22年度というふうに乗っているわけでありまして、22年度のところの整備のところから1、2、3、4、4つ欄が右へ行きますと、一番上にH P P Eというふうには、ハイパーポリエチレンであります。7,964、約8,000mをやったということになります。このうち、これが直つ

た数字であります。その下に合計欄がありまして、導水管、送水管、配水管というふうに書かれておりますが、配水管の一番右のところ、7万7,558と、これが配水管の総管路延長であります。したがって、単純に、この7,964を7,750幾つで割ってみますと率が出るわけでありまして、この昨年度でいきますと、約10.3%の管路が改修をされたと、ただし、この緊急経済対策でやった部分は、そのうちの、報告書にも数値が載っておりますけれども、7,375mでありますので、9.5%というような比率になります。耐震管の布設がえの率については、そんな状況でございます。

次に、配水量の話、給水量が9,500 m³というふうに書かれておりますが、質問をいただきましたが、決算書の7ページを、すみません、ごらんをいただきたいと思っておりますけれども、決算書の7ページの、これは、報告書として概況を載せてありますが、

(1)の総括事項のア、業務の状況であります。上から3行目のところ、2行目から3行目にかけてであります。年間総配水量については54万3,179 m³ということで、前年1.7%増加で、9,502 m³が増えましたよと、こういうふうになっております。ご質問では給水量というふうにお話をいただきましたが、配水量ということで9,500増えたということで答弁をさせていただきたいと思っております。

耐震管の進んだ率は、そういうことであります。有収率は80%と、昨年1%落ちていると、給水管が整備がされたのに、何でこの配水管のところ給水量が落ちているのかと、こういうことかと思っておりますけれども、今、言いましたとおり、何%かの配水管の耐震化が進みまして、本管については、かなり漏水調査等々もしながら、まだまだ漏水ありますけれども、整備がされてきつつあります。ただ、本当の意味の給水管は、かなり、いわゆるV Pの部分になりましたし、それからP Pという黒いパイプ、それも、今は2層管がほとんど使われるわけですが、当初、配置をしたやつは1層管というのが多くありまして、数10年たつてぼろぼろに穴が空いている状況であります。1カ所直すと、そのすぐ近くでやられるということで、何箇所も、平成22年度もそうですが、今年度になつても同じような近隣の所で漏水が起こるっており、こっこのほうで修繕しております。そういう関係で、配水量全体の問題と、それから、集水、それを使って集水をしたときにどのくらいの金額が利用されてお金になっているかという部分でいきますと、1%くらいは整備がされたけれども、1%以上のものが、量としては落ちていますよと、こういうことでご理解をいただきたいと思います。一生懸命、整備しながら、有収率の向上には努めているわけでありまして、そういうことが1点、それから、配水量と給水の、一応、金額になる量で調べているわけでありまして、金額にならない量というのも結構ありまして、学校ですとか保育園ですとか、そういうところのプールで認定をした部分ですとか、かなり、そういう部分もございまして、そんなことをご勘案いただけるとありがたいなと、こんなふうに思っております。

建設課にかかわる部分は以上でございます。

○住民税務課長

家屋評価システムの業務内容についてのご質問でありますけれども、この家屋評価システムの保守業務でございますけれども、固定資産税の家屋を評価しております。

新築、あるいは増築の家屋について、職員が出向いて評価をしているわけですが、ごさいま
すけれども、その評価をしたものを持ち帰って、この、今、コンピューターでありま
すシステムに入れ込んで評価額を算出をしていくというものであります。

評価基準自体は国で定められたものでありまして、それにち地域の補正だとか、あ
るいは物価補正等々を加えまして、評価額が算出されているということでございます。

このシステムの業務の内容でありますけれども、ソフトと、それからハードについ
ての保守業務ということでございます。

ソフトウェアにつきましては、そのソフトの使い方等、また、ソフトウェアの障害
に起因する動作不良等への対応、あるいは修復作業等々の保守の内容ということでご
ざいます。そんな業務内容を、この業者と保守契約を結んでいるということでござ
います。

以上でございます。

○振興課長 それでは、まず、4番についてお答えをさせていただきますけれども、農産加工施
設の稼働状況と収支についてということでありまして、農産加工施設について
は、一応、村の施設ということで、村が管理に当たっているし、その管理の一部を加
工組合のほうへ委託しているということで、加工組合は、また、その施設を使いなが
ら独自に加工事業を行っているわけでありまして。

加工組合の収支については、私どものほうで答えることができませんので、ご了承
をお願いしたいと思います。村としての施設管理上の収支については、決算報告書
の80ページのほう、2つ目、8番に農業施設管理事業ということで、農産物加工施設
の管理ということで載せてございますけれども、村田議員がご指摘のとおり、補助金
も充当しながら管理を進めてきておりますけれども、財源内訳のほうのその他、148
万7,000円というものが、これが加工施設の使用料の収入であります。あと、補助金
と、その他の一般財源、端的に言いますと、この一般財源分が収入の中で不足分を村
が見ているという格好になります。

それから、2年目の改善策はということで質問をされておりますけれども、まず、
1つは、やはり加工組合が安定した経営をやっていく上では、どうしても目玉になる
加工品が欲しい、現在のところ、一番の収入源は農家の皆さんからの委託加工を行っ
ているジュース、これが収入的には一番大きいわけですが、その次が独自に加
工しているパンということであります。しかし、この加工組合が安定的な経営、それ
から将来は法人化ということを考えている中では、やはりメインになる加工品が欲し
いということで、本年度、加工品の開発、研究を行っていただくために、やはり緊急
雇用を使って1人、配置をしております。そんな中から、新しい加工品ができること
を期待しております。

それから、稼働状況について資料提示をというお話がございましたけれども、この
場で、ちょっと、今すぐ出すことができないんですけれども、委員会の開催中でよろ
しいでしょうか。

○5 番 (村田 豊) はい。

○振興課長 それでは、委員会の開催中に、総務経済委員会につきましては所管ですので、また、
その場で説明させていただきますが、それ以外の皆さんについても、同じ時期に資料
だけお配りさせていただくということでご了承をお願いいたします。

それから、5の、先ほど建設水道課長のほうでも答弁がありました。出し事業で
ありますけれども、耕地林務のほうで行っております。出し事業については、水路
の補修、ため池補修、農道補修等でありますけれども、83ページのほうに資料が載っ
ておりますけれども、17件で298万9,000円という結果になっております。これにつ
いては、当初、200万円の予算でありまして、希望が多かったということで補正100
万円をお願いをしまして、すべての要望にこたえたような格好ということであります
ので、よろしく申し上げます。

○5 番 (村田 豊) 全体の説明をいただきまして、内容わかりました。

今、最後の振興課長の話にありましたように、加工施設の状況については担当委員
会へ提示されると思います。その中で、また、同じような資料を全員にお配りいた
だくことをお願いをして、私の質問を終わります。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、今、5番議員の質問の中にもありましたが、農産加工施設管
理の決算報告書の中にある、この80ページにありますこの表が、ちょっとわかりにく
いなと思ってお聞きしますが、農産加工施設の管理に749万2,000円、事業費として
かかったと、それに対して国庫補助金が311万9,000円で、その他っていうのは施設
使用料と、今、言っていました、148万7,000円、これ、一般財源が288万6,000
円、合わせて749万2,000円で、これは、計算になります。事業費の749万2,000円
の内訳は、内訳の縦で足すと749万2,000円になります。ところが、一般財源の288
万6,000円の内訳を足すと288万6,000円、大分オーバーしますが、これはどうい
うふうなことなんでしょうか。

○振興課長 ちょっと確認して、またご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○7 番 (湯澤 賢一) 一般財源にその他を足した金額がここに総計として出てきます。そ
うすると、これはどういうことになるのかなと、わけがわからなくなってしまうん
ですが、その辺、ちょっとお調べになってもらいたいと思います。

以上。

○議 長 課長答弁のように、後刻、報告ということでよろしいですか。

○7 番 (湯澤 賢一) はい。

○振興課長 すみません。それでは後ほどご報告させていただきますので申し上げます。

○議 長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第11号までの8議案を議会会
議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成22年度中川村一般会計歳入歳出決算認定については、議会先例第25条の規定により総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託します。

議案第5号 平成22年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 平成22年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成22年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第8号 平成22年度中川村老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定については厚生文教委員会に、

議案第9号 平成22年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成22年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成22年度中川村水道事業決算認定について

は総務経済委員会に付託します。

各常任委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後 1時00分 再開〕

○議長 会議を再開します。

お諮りいたします。

日程第15 議案第12号から日程第18 議案第15号までの補正予算4件につきましては、平成23年度の補正予算関係であり、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第15 議案第12号 平成23年度中川村一般会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第13号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第14号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第15号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案を一括議題といたします。

ただし、議案第12号については、説明のみとし、質疑、討論、採決は22日としま

す。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第12号 平成23年度中川村一般会計補正予算（第3号）について提案説明をいたします。

第1条で予算の総額に3億950万円を追加し、予算の総額を36億7,060万円とし、地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。

8ページからご説明いたしますので、ごらんください。

歳入であります。11款 地方特例交付金は207万2,000円の増額で、児童手当及び子ども手当の特例交付金、減収補てんの特例交付金の額の確定による追加であります。

12款 地方交付税は1億5,726万2,000円の増額で、普通交付税であります。23年度の普通交付税の額の決定に伴う追加で、総額は17億726万2,000円であります。平成22年度と比較をしまして4,398万7,000円、2.6%の増であります。増要因は、地域振興費と公債費の基準財政需要額の増加によるものであります。

10ページであります。17款 県支出金の総務費県補助金は383万円の増額で、電源立地対策交付金が62万1,000円の追加で、総額が762万1,000円となります。

地域発元気づくり支援金、これは日本で最も美しい村連合関連事業に対する支援金35万円、ふるさと雇用再生特別事業の補助金、地域資源活用コーディネート事業で継続追加で150万円、緊急雇用創出事業は135万9,000円の追加であります。地域発元気づくり支援金から緊急雇用創出事業補助金までは10分の10の補助金になります。

農林水産業費は89万4,000円の減額で、農地・水保全管理支払交付金が額の確定により10万6,000円の追加、農地利用調整活動支援事業は、制度変更によりまして村一般会計を通さないためによる100万円の減額であります。

商工費県補助金は44万1,000円の増額で、地方消費者行政活性化交付金ということで、後ほどご説明いたしますが、農産物の放射能分析に充てるもので、10分の10の補助であります。

教育費補助金は5万1,000円で、全国学力学習状況調査希望利用採点集計補助金で、補助率2分の1で5万1,000円であります。

委託金の総務費委託金は7万1,000円の減額で、額の確定に伴います県議会議員選挙費の減額であります。

11ページ。

21款 繰越金で1億1,841万6,000円であります。前年度、22年度の繰越金の追加でございます。総額は2億3,446万9,000円となります。

12ページであります。22款 諸収入であります。雑入が主なもので、437万3,000円の追加であります。

細節78の市町村振興協会交付金の交付決定によるもので430万円が主なものであります。充当先は非常備消防費に80万円、村づくり事業として350万円であります。これは地域集会施設の備品整備補助に対する交付金であります。

13 ページ、23 款 村債であります、4 ページをごらんください。

4 ページの第 2 表 地方債補正であります。追加と補正の項目につきましては、同じ目的のものでありまして、地域介護確保対策事業、上伊那福祉協会、老人福祉施設の整備負担金であります、起債のヒヤリングにおきまして、これは施設建設にかかわるもので、ソフト分ではなく、ハード分で認められることとなりましたから、ソフト分を廃止し、ハード分に追加をするものであります。限度額以降は同じ内容であります。

5 ページの変更であります、高齢者福祉施設整備事業、介護予防センター西館の空調設備整備事業は、補正前の限度額 350 万円を 270 万円に 80 万円減額し、村道新設改良事業、北山方飯沼線は辺地債を 6,060 万円を 7,060 万円に 1,000 万円増額するものです。

村道維持管理事業は、廃止の項目にあります過疎対策事業債のソフト分を増額するもので、1,670 万円を 3,150 万円に 1,480 万円増額するものであります。

補正後の総額は、1 億 480 万円になりますが、この変更の 3 つの事業で 2,400 万円の増額となります。

13 ページをごらんください。

ただいまご説明した村債であります、科目別では民生費で 80 万円の減額、土木債で 2,480 万円の増額になります。

14 ページ、歳出であります、総務費の一般管理費が 21 万円の増額であります。教材費の社会保険料と共済費は、緊急雇用創出事業 2 事業分であります。

13 の委託料 10 万 5,000 円は訴訟事案委託料で、元情報教育補助要員から出されました業務委託代金等請求事件に対する弁護士費用であります。

電子化推進事業であります、348 万 6,000 円の増額で、賃金と需用費につきましては、村ホームページの再構築事務賃金ということで、緊急雇用対策事業で対応しますが、本年度、村ホームページのシステム変更を予定しておりまして、これの移行にかかわる業務、また、各課で運用を開始するまでの間、新規に掲載するデータ作成を行う等の事業を行うための経費であります。

工事請負費 267 万 8,000 円ではありますが、サーバー免震テーブル設置工事ということで、庁内のコンピューターのネットワークシステムで使用をしております重要な機器でありますサーバー 3 台を地震から守るための免震テーブルを設置する工事であります。

庁舎管理費は、玄関マット 3 枚分でございます。

企画費であります、村づくり事業で 385 万 5,000 円の増額であります。

報償費から委託料までは県の元気づくり支援金を活用しまして、日本で最も美しい村づくりのためのシンポジウムの開催でありますとか、写真パネル等を作成する費用であります。

負担金及び交付金 350 万円はコミュニティー助成事業補助金で、横前地区、南原地区の地区集会施設の備品購入に対する補助金であります。

防災対策費は 17 万 9,000 円の増額であります。防災ハザードマップ印刷ということで、平成 21 年に配布の物の内容を見直し、修正をしまして印刷し、全戸配布をする予定であります。

減債基金は 9,500 万円の増額であります。減債基金積立金ということで、過疎対策事業期間中の起債発行額の増加が見込まれることと、将来の起債償還の負担を勘案して積み立てるもので、平成 19 年水準までに積み立てをしたいということで 9,500 万円を計上したものであります。

県議会議員の一般選挙費は精算に伴う減ということで、18 万円の減であります。

16 ページであります、老人福祉施設管理費で 67 万円の減額であります。需用費は高齢者憩いの家の配管の腐食によりますふろの水漏れ修繕、工事請負費は事業の完了に伴う精算で 77 万円の減額であります。

保育所費で 164 万 7,000 円の増額であります。賃金でありまして、未満児の増加に対応するため臨時保育士 1 名を雇用する経費 119 万 3,000 円と栄養士業務の時間確保のためのパート調理員の勤務時間延長 45 万 4,000 円であります。

子育て支援事業は、バンビーニへの音声告知端末機の購入であります。

17 ページ、衛生費のごみ処理事業であります、45 万 8,000 円の減額であります。不法投棄巡視、回収業務委託を緊急雇用で実施する予定でありましたが、事業日数が不足し、緊急雇用対策事業の対象とならないことから、今回、減額をするものであります。

片桐診療所管理費は 6 万 5,000 円の増額であります。

18 ページであります、6 款 農林水産業費、農業総務費で 1 万 2,000 円の増額であります。11 月の 15、16 日に開催されます松本市を主会場とする全国農業担い手サミット長野大会参加費負担金 2 人分であります。

農業振興事業は 48 万 8,000 円の減額であります。需用費及び委託料であります、農産物の放射能分析にかかる経費でありまして、消費者への安全な農作物を提供するために放射能分析を行う費用で、野菜、果物、キノコ、ソバ、大豆、加工品など、20 品目と村内 3 カ所の土壌検査を行う経費であります。これは県からの消費者行政活性化交付金を充当する予定であります。

負担金及び交付金は 100 万円の減額で、制度変更によりまして農業者への直接補助となることから、農地利用調整活動支援金事業は減額をするものであります。

農地・水保全管理支払交付金事業 97 万 4,000 円は、交付額の決定に伴う増額であります。

林道管理事業 90 万 5,000 円の増額で、緊急雇用対策事業として林道の側溝整備等を行う事業に充てたいとするものであります。

20 ページ、商工費であります、商工振興事業 25 万円の追加で、就職祝い金でございます。当初予算 10 人で見込んだところでありますけれども、村外からの就職者が多く、計 19 人が対象となり、予算額に不足を生じることから増額をするものであります。

観光事業 155 万円の追加であります。主なものは委託料で、地域資源活用コーディネート事業、ふるさと雇用の事業を使いまして行うもので、地域資源、農産物等を使った商品開発及び特定の販路開拓に時間が必要でありまして、引き続き6ヶ月間の事業期間の延長をしたいとするものであります。

観光施設整備事業は、桑原の滝遊歩道の階段修繕であります。

21 ページ、8 款の土木費であります。道路維持管理費で 1,500 万円の追加であります。過疎債のソフト分を充当して村道の舗装修繕、道路案内看板の整備を行う工事の追加でございます。

村道の新設改良事業は 1,010 万円の追加であります。施工延長の増加に伴います村道北山方飯沼線の改良工事の追加分であります。

公園管理費は 9 万 5,000 円の増額でございます。

22 ページ、9 款の消防費であります。非常備消防費 558 万 8,000 円の増額であります。教材費で公務災害補償掛金増額分 478 万 8,000 円であります。このたびの東日本大震災では、多くの消防団員の方が亡くなられたり行方不明になっております。このため、公務災害補償による経費の支払いのために掛け金が団員 1 人当たり 1,900 円～2 万 4,700 円に引き上げられたことによる増額でございます。

需用費は 80 万円で、市町村の振興協会交付金の決定に伴いまして、消防団の分団旗、また、消防団長等経験者であります方の参与になっていただいておりますが、その方々の服等の購入をする経費であります。

消防施設事業は沖町の詰所のトイレ修繕であります。

23 ページ、10 款の教育費であります。教育委員会事務局費 16 万 9,000 円であります。

需用費の消耗品は自動体外式除細動器、AED の電極パッド購入ということで、小中学校 3 台分、大人、小児用、合わせて 6 組分の購入費であります。

委託料は東西小学校 6 年生、中学 3 年生、計 81 人を対象に行います全国学力学習状況調査の採点・集計業務の委託料であります。

教員住宅管理費は 9 万 9,000 円で、教員住宅の給湯器の配管修繕であります。

小学校費であります。32 万 5,000 円の増額で、東小学校管理費が 26 万 5,000 円あります。

需用費として修繕量で、各種機器類の修繕、委託料で建築物の定期報告業務委託、また、西の小中学校管理費でも同様に建築物の定期報告の業務委託。

24 ページへ行っていただきまして、中学校管理費でも委託料で建築物の定期報告業務委託料を計上させていただきました。

それぞれにあります委託料では、建築基準法の改正で 10 年ごとの外壁調査を行う必要があります。3 年に一度行います定期報告にあわせて行うための経費の追加であります。それぞれ金額の違い等ありますが、建物の面積等による違いと、現行の予算の差し引きで必要額を計上したことによる違いでございます。

中学校振興費は 37 万 5,000 円の増額であります。

需用費でバレーボールの購入であります。ボールの飛距離でありますとか表面の形状などの企画の変更がありまして、バレーボールの購入、60 個分を予定するものであります。

負担金及び交付金は、陸上で 2 人、野球で 18 人が中学校の総合大会に出場しますが、その補助金であります。

また、中学校の野球部の保護者のピッチングマシンの購入補助金ということで 10 万円を計上させていただきました。

文化財保護事業は 30 万円ですが、理兵衛堤防を村の文化財とすることに伴う経費でございます。

文化センター管理事業は 11 万 5,000 円の減額、体育施設管理事業は 11 万 9,000 円の増額ですが、それぞれ建築物の定期報告につきまして、県のほうで特殊建築物の用途ごとに報告の受付年度を統一するという事となったことから、文化センターにつきましては平成 24 年度に送りまして、サンアリーナ、社会体育館は平成 23 年度中に実施する必要があることから計上をしたものでございます。

26 ページであります。公債費であります。地方債の元金の償還事務で 6,404 万 6,000 円あります。これは、政府資金であります。地方公共団体金融機構の利率 2.1%、2% のものの償還を行うということでございます。

その下にあります J A 上伊那の更生減につきましては、平成 22 年度に繰上償還を 3 月に行いましたが、23 年度当初予算では、その繰上償還した分を含んでおりまして、今回、減額をするものでございます。

地方債の利子の償還事務 164 万 2,000 円の減額も同様の理由により J A 上伊那分を減ずるものであります。

公債諸費で 500 万円ですが、地方公共団体金融機構の繰上償還を行うにつきましては、政府資金ということで保証金を支払う必要がありますので、この分を計上したいということであります。

なお、この保証をしましても、繰上償還をすることによりまして 150 万円ほどの利子軽減になります。

27 ページで予備費であります。1 億 345 万 4,000 円あります。歳入歳出の差引を行いまして予備費とするものでございます。

28 ページは地方債に関する調書であります。

左から 3 列目が前年度末現在高、平成 22 年度末の現在高で 35 億 4,376 万 6,000 円ありますが、本年度中に繰上償還 7,660 万円を計上をしまして、23 年度末現在高見込額、一番右側の列になりますが、総額で 35 億 9,732 万 6,000 円ということとしたいということであります。

なお、繰上償還をしましても、22 年度よりは 5,356 万円ほどの増額ということになります。

一般会計は以上で、特別会計につきましては担当課長のほうからご説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長 続きまして、保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

まず、議案第13号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条で歳入支出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万円を追加し、総額を4億8,240万円とするものであります。

歳入の主な内容ですけれども、5ページをごらんをいただきたいと思えます。

5ページで療養給付費交付金505万5,000円は、交付金額の確定による平成22年度分の追加交付であります。

6ページの前期高齢者交付金は、概算での決定により5万4,000円の減額補正となります。

7ページの繰入金550万円は、前年度、国庫補助金の返還に当たるために基金より繰り入れるものであります。

8ページ、繰越金439万9,000円は、平成22年度決算確定による繰越金額の補正であります。

9ページからの歳出であります。後期高齢者支援金10万5,000円、それと10ページの前期高齢者納付金は、納付金額が決定しましたので、それに合わせて補正をするものです。

11ページの諸支出金1,480万6,000円は、前年度療養給付費等負担金精算還付並びに出産育児一時金国庫補助金還付によるもので、交付金額の確定による返還であります。

予備費は、歳入額と調整を図るために1万5,000円を減額し、歳出総額で1,490万円の補正とするものでございます。

続きまして、議案第14号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）号をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、総額を4億6,150万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5ページをごらんをいただきたいと思えます。

介護保険料で本算定により当初予算より減額見込みとなり、79万円の減額補正であります。

6ページの繰越金であります。749万円、平成22年度決算確定による繰越金額の補正であります。

7ページからの歳出であります。

一般管理費の役務費9,000円は介護支援専門員の受験手数料であります。

8ページの諸支出金518万5,000円は、平成22年度に交付された介護給付費等国庫負担金並びに介護給付費支払基金交付金が過大でありましたので、平成23年度で精算返還するものであります。

9ページの予備費で歳出額を歳入額と同一とするために150万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、議案第15号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、総額を4,090万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、5ページの後期高齢者医療保険料5万1,000円の減額は、保険料本算定による更生減であります。

6ページの繰越金13万1,000円は、平成22年度決算確定による繰越金額の補正であります。

7ページから歳出であります。県の後期高齢者医療広域連合への納付金として7万4,000円を、それから、8ページの予備費で歳出額を歳入額と同一とするために6,000円を追加補正するものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長 説明を終わりました。

これより議案第13号から第15号についての質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより議案第13号から第15号についての採決を行います。

まず、議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時40分とします。

〔午後1時33分 休憩〕

〔午後1時40分 再開〕

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほどの7番議員への答弁を求めます。

○振興課長 それでは、今、休憩の間にお手元のほうへお配りをさせていただきましたけれども、湯澤議員から、決算報告書の80ページ、誤りの指摘がございました。訂正した物をお手元のほうへお配りしてございますけれども、財源内訳のところ、その他のところが、

合計は148万7,000円ですけれども、内訳欄に内訳が入ってございませんでした。内訳欄のほうで光熱水費が3万7,000円になりまして、一般財源が135万9,000円になります。それから、業務委託料、加工組合へ145万円で、一般財源がゼロになります。これで、財源内訳、数字が合うことになりますので、よろしく願いいたします。

○議長 日程第19 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 村田豊議員。

○5番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました2点についてお聞きをしたいと思

います。
一般質問の提出から2週間ほどたちましたので、大分、質問の内容の中でも情報が開示を徐々にされてきております。

私、1問目としては、村民の皆さんへの情報提供はどのように改善をされてきますかということについてお聞きをしたいと思

います。
特に、高度情報化時代に入って、多岐にわたる情報が、デジタル化によって、また、多機能端末等も、言ってみれば、普及によって、だれでも相当量のものがあると情報として手元に入るとい

う時代になりました。インターネットの普及というのは、非常に、多機能端末を含めて、すさまじいものがあるようです。報道等によると、全国で9,400万人のインターネット利用者があるということも言われておりますし、中川でもCAテレビを、エコシティーを通じて630何件という

ような契約もされておりますが、そのほか何社かのものを入れていきますと、恐らく全体の70%に近づくような、こういった情報の取得をできるような時代になってきているのではないかというふう

に思います。
こうした時代の中で、現状の中では、広報だとか公民館報だとか、エコシティーを通じての伝達が主となっておりますけれども、先ほど予算の中にもありましたように、ホームページが更新されるという

と思います。

○総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。

8月30日に三六災害のパンフレットを一般向けと学校向けにというふうにおっしゃいましたが、ちょっと内容を、申しわけないんですけど、承知をしていないんですけれども。

○5番 (村田 豊) これは、あくまでも新聞報道で、行政の皆さんを集めて、そういった会議を持たれたというようなことがありましたので、手元に届いておればということでお聞きをしたわけ

です。届いていないようであれば、それは、これからになるかと思

いますけれども、そのときに、また、届いたら、もし届きましたら資料の配付はお願いしたいと思

います。
2点目として、防災訓練でどのような、今年の場合、改善がされたか、伝達方法等、私も防災訓練に出

ました。聞いてみますと、葛北だとか美里だとか、そういったところは、美里は、AEDですか、の講習会を開いたとかいうようなことがあり

○5 番

それから日常の防災用品の点検をしていただきたいというものを、印刷物をお配りをしました。おっしゃるとおり、これについては遅かったという判断をしておりますし、改めて、もう少し早く配ればよかったかということは反省をしております。

ただ、前もってどのような訓練を行いますかというふうなものにつきましては、7月の終わりにですね、各地区の総代さんにお集まりいただいて、その中で流れについては確認をしておりましたので、急遽のものになってしまったということをつけ加えさせていただきたいというふうに思っています。

(村田 豊) 内容はわかりました。

今、言われた、国交省で開かれた7項目、6項目の、もしマニュアル等があれば、資料的に多くなければ、ぜひ議員にも示していただきたいというふうに思います。

それでは3点目に行きたいと思いますが、西宮市の被災者支援システムの検討はしていますかということですか。

実は、これは、辰野町が既に議会で支援システムを活用しようということで、言ってみればダウンロードしながら庁内で具体的な検討が始まって、システムの組み立てが始まったというようなことが聞こえてきます。

特に、私、前回の6月の質問のときに、ちょっと時間があればしようかなあと思ってたんですけども、無料で、こういったダウンロードができるというようなことで、まず、この要点とすれば、災害があつてからの支援システムということは、これは、当然、考えていかなきゃならないんですけど、このセンター長の反省が、西宮市の情報センター長の反省が8ページほどにわたって出ております。災害、阪神大震災に遭った1年半くらい後からですけども、その中に、その8ページの中に、まず、災害への備えとして、庁内の具体的な情報システムの点検だとか見直しだとか、それを効率的に利用できる職員の人材育成を図っていかないと、いざ災害が来ても何も実稼働につながっていかないと、30ページくらいにわたって総括をしております。しかも、災害の発生があつた時点で混乱をしないような住民への支援体制を、その後、どうしていくかというような組み立てがされ、3本の柱になっておりますけれども、具体的に、まず、やってみただ、こういうことは、こういう総括の中で反省をして、新たな改善をしていかなきゃならないというのが8ページにわたって出ております。

まず、そのシステムの検討をされたのかどうか、きょうは免震——サーバーの免震テーブルに一定の金額の予算盛りつけがされました。これらを見てみると、本当、簡単なことで、サーバーからのケーブルの遊びをつくっておかなかったために、あるいは、こういった配線の遊びがなかったために、非常に電気機器の断線がひどくなってしまったというような、本当、簡単なことから改善をしていこうというような打ち合わせがされて、災害の場合に、具体的にそのことに取り組んで進んでおったから、すぐ支援システムの確立と活用がある程度スムーズにできたというようなことであるようですので、特に、参考にして、中川として取り入れができるところについては、取り組む、早急に取り組むべきだと思いますけど、その点、まず、1点としてお聞きしたいと思います。

○総務課長

あらかじめ通告をいただきましたので、西宮市の被災者支援システムについてホームページで、一応、調べました。

ご承知のとおり、ダウンロードにつきましては無料でできますが、あらかじめ、こちらのアクセスできるキーを申請をして入力する必要があります。これをやるときに、あの中では、私の理解では、これを支援してくれるコンピューターシステムの業者等の名前を入れてアクセスしないと許可が下りないのではないかと、まず、1つは思ったということでありました。

それから、これにつきましては、西宮の開発をされた、現在、お勤めになっているかどうかわかりませんが、情報関連の部長さんの手記も、私、全部、読ませていただきました。

1つ思ったのはですね、確かに、これは、実際に被災を受けて、調査に行つて、それから、その後、被災者が、亡くなった方がだれだ、あるいは全壊の家屋がどうか、半壊はどうか、それから、避難所にだれがいるということから含めて、罹災証明をどのように発行するか、あるいは、亡くなった方がたくさんいましたので、これらの方の葬儀をどうするか、あるいは遺族の支援をどうするか、それから、支援金についての分配をどうしていくかということで、今でも続いているそうでありました。

ただ、ここの、ご承知のとおり、西宮市は、人口が42万4,000人、被災当時であります。その当時、死者の方が1,146人、6万件以上の全半壊というようなことでありまして、こういう大きなところについて言うと、このシステムは、走りながらつくったということでもありますけれども、その後、整備をされ、非常に、今、考えると効果があつたというふうなことは私も感じておりますけれども、人口規模で84分の1が実際には中川村でございます。震度6強の地震で死者、負傷者、倒壊家屋等が発生したとしてもですね、被災者等の情報把握ですとか罹災証明の発行など、家族や遺族等に対しての支援というのは、実際には、中川村の中では、顔が、かなりの方が、今のところ見えるということを考えているわけでありまして、そのためにパソコンで管理するソフトを今のところ導入しなくても行けるのではないかと、これが現在の感想であります。

ただ、この間、きょうも冒頭で申しましたが、実際のシミュレーションを図上演習をしたときに、幾つか情報が入ってきて、これを受けて正しく避難指示を出すとか、あるいは、今度は、避難所を設けて、そこに派遣をすとか、だれを派遣すとか、あるいは被災者のうちを調査をすとかいう段階になったときに、このことも含めてやっていくとすると、職員の数が、もう非常に手いっぱいになるということも感じている、正直言って感じているところでありまして、今のところ、ちょっと、その前に、このシステムを使う前に、そこら辺の初動ですとか、初動のマニュアルを整備したり、中での、どういう部局がどういう対応をするんだということを、もう少し確認をしながら研究するほうが、まず、第一ではないかというふうに考えているところでありました。

○5 番

(村田 豊) システムの導入は当面考えていかないと、このようですが、こ

の西宮市のシステムについては、震災前が7町村、震災後が30何町村ということで、具体的な取り入れをされてきているようです。

特に、私が確認した中では、辰野の場合、そういったことが出ていたかどうかわかりませんが、広域化のネットワークが寸断されても、こういったシステムをきちっと庁内でつくっておれば、庁内LANの中で具体的に生かしていけるんだというようなことの有利性があります。

中川のような、やはり、今、言った人口が多いところじゃなくて、少ないところであれば、有効活用して、しかもスピーディーな対応ができるんじゃないかというようなことで、村で単独で運用できるというような有利性があるというようなことも出ておりますので、これは、できれば、内容を、庁内のことを検討するときに並行して一緒に、庁内として、どういうスタンスで、どんな内容を検討するのか、それじゃあ、そこで初めて支援システムを導入するか、しないかというようなことを検討を進めていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○総務課長 西宮市のソフトは、基本のものがあって、その後、ある程度、パソコンに精通している者がいるとしたら、こちらのほうで直していけるという利点があるということも伺っておりますので、これについては、全くやらないということではありませんが、後回しにはなるかと思えますけれども、研究はしていくつもりです。

○5 番 (村田 豊) それでは、特に大きな2点目として、情報伝達の手段はどのように生かされますかという点についてお聞きしたいと思います。

今現在、村で緊急情報のサービスを行っております。現状、こういった4ページほどの取り扱いの基準を示しながらやっておられましかれども、430件くらいの――432件でしたか、まだ、今のところ登録だということをお聞きをするわけですが、先ほど申しあげましたように、インターネットの普及や、今、聞いてみますと、auでもdocomoでも、それから、ソフトバンクでも、あらゆるところでの携帯の更新は、若い人たちは、ほとんどスマートフォンに、多機能端末に変わっているようです。多機能端末に変わってきたということと、それから、しかもデジタル化でテレビが相当、データ放送の活用が、各町村、されてきているわけですので、そういう点での、1点目として、緊急情報の普及については、今後、どういう点で改善をされるかというようなこと、利用者増を図っていくことが大事だと思いますが、その点のことを、まず、1点目としてお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、情報、緊急情報等配信サービス、オクレンジャーっていう名前のサービスですが、これの現在の登録者数は447人であります。22年度末よりも15人ほど増えているということでもありますけれども、頭打ちの傾向にあることは事実かと思えます。

ただ、これにつきましては、当初、350人くらいの利用を見込んでおりましたので、そこから見れば100人ほど増えているということが言えますので、やはり、東日本大震災や県北部の地震の影響で、何かあったときに、どうしても緊急の情報が欲しいということで増えているのかなあというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、毎月の広報「なかがわ」の最終ページに、このサー

ビスを携帯電話から利用できるように掲載をしております。

必要とする方に情報を配信するというのが原則ですので、今の方法を踏襲し、引き続き緊急情報等配信サービスの広報を行っていききたいと思います。

情報の発信者である役場の職員の、1つは適切な、あるいは的確な情報が送れるような教育っていうことは、引き続きやっていく必要があるというふうに思っておりますし、もう1つは、若い人が携帯電話をスマートフォンと言われるパソコンのような物に、小型のパソコンといいますか、みたいな物にどんどん変わってきているということでもありますので、こういったところの情報にも見られるように、1つは、ホームページ等の改定、中への情報の入力というようなこともあわせて、これから考えていくというふうなつもりでおります。

○5 番 (村田 豊) 次の問いに対して答えていただきましたので、3番のホームページのリニューアルについて次にお聞きしたいと思います。

今、話がありましたように、ホームページの中で多機能端末、ホームページの利用も多機能端末で効率化をしていきたいという話がありました。私も、やはり、そのことには同感でして、今、ゲームを多機能端末で全国的に2,000万人くらいの人口が無料ゲームを楽しんでいるんじゃないかということが言われますので、緊急情報にしても、村の情報を、そういった多機能端末等で、インターネットでできるだけ見られるように進めてもらうことが大事だと思いますが、具体的に、今、ホームページを開きますと、現在、リニューアルをしておりますと、改定中ですということが出るんですが、ずっと出ているんですが、いつごろまでにホームページの改定ができるのか、どんな内容で変わってくるのか、その点、まず、1点、お聞きしたいと思います。

○総務課長 ホームページにつきましては、前の議会でもお答えをさせていただきましたけれども、再構築については、業者の提案をもとにして庁内で検討をします。

具体的な内容は、提案によるということになるわけでもありますけれども、閲覧をする方が防災情報が得られやすいような機能等、インターネットで国・県等の各機関が提供している情報を一覧できる構成にするとともに、日ごろの備えに生かせる情報へのリンク、リンク集的な画面を検討していきたいと、これは、今のところ思っております、頭の中にあります構成の最低の要素かと思っております。

それから、先ほども私のほうで申し上げさせていただきましたが、スマートフォンの普及という状況も考慮したような画面、構成にしていく必要があるかと思っております。

更新の時期につきましては、8月、前にもお答えをさせていただいたかと思えますが、8月末に業者を選定をして、提案を受け付けるというようなスケジュールを立てていたところでもありますけれども、担当職員の異動等、いろいろ庁内のことがございまして、2月ほどの、どうもおくれが生じるかなあというふうに思っております。

ただ、年度内の更新というのは既にお約束をしておりますので、4月からは一新したホームページにしていきたいということで、しばらくは、あの現在更新中でありまして、ちょっと残念な形ではありますが、あのもので我慢をして

○5 番 いただきたいというふうに思っております。
(村田 豊) 私は、2ヶ月延びるんじゃないかと、できるだけ早く、前回もお聞きしたときに12月ぐらいかなあつてという話がありましたので、できるだけ早くお願いできないかということをお願いしたいんですが、事情があるとすれば仕方がないと思います。

○総務課長 2点目のこととして、このホームページの中へ、議会の関係ですけど、PDF等で議事録の取り込みをして、だれでもパソコンを開けば見られるという方法をとっていただきたいというふうに思いますが、その辺のことは、これから組み立てされるとしたら、例えば、箕輪にしても宮田にしても、相当な町村で、私どもがアクセスして、リンクしてアクセスしてみようと思えば、いつの時期の議事録、臨時議会も含めて見られるということですので、このことは、ぜひ、費用はかかるかもしれませんが、議会報だとか広報だとか、そういう物の掲載だけじゃなくて、これは、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長 これは、議会事務局の部局とも中の構成を検討させていただいて、それぞれの部局のご要望も承った形でつくっていくつもりでございます。

○5 番 (村田 豊) できるだけ他町村におくれをとらないように、ぜひ、ここで見たり、一般の人は公民館へ行って議事録を見なきゃならないことではないような、もう、時代になっておりますので、その点は、お願いしたいと思います。

○総務課長 4番目として、CAテレビを導入した時点で、特に有線電話、今の無料で利用しております電話機の存続というものは、いつまで可能なかということについてお聞きをしたいと思います。

○総務課長 ぼつぼつ保守用の、有線へ聞いてみますと、保守用の受話器の交換品がなくなっているとかいうようなこと等もお聞きしますが、これは、いつまでというような目算を立てておられるのか、1点としてお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、中川村で使用しているIP電話の方式、これがMGCPというローマ字の頭文字をとった方式だそうではありますが、これが、実際には、現在は使われなくなっているということが1つであります。

○総務課長 エコーシティーにあります設備、端末とも、機器の耐用年数が過ぎていまして、メーカーの補修ができない状況にあるようであります。それとともに、先ほど申し上げたMGCPに対応した端末は市場に製品がなく、エコーシティーの在庫限りとなっております。実際の話は、今年も含めて、どうも2年程度しか持たないだろうということが言われております。

○総務課長 それから、3点目に、今、申し上げたMGCP方式のセンター側のソフトウェアの製品も保守期限が切れておりまして、後継製品という物が、もう、ありません。サーバーを更新しても、更新したサーバー上で、現在のソフトでは、動作がするか、動くかどうかという保証がないという問題もあるようです。つまり、センター設備が故障して復旧ができないというふうになれば、いつ使用不能となってもおかしくない状況にあるということはあるということになります。

○5 番 中川村のみが、現在、使っているIP電話を使い続けるということになりましたら、システム全体の再構築が必要となるかなあというふうに思っているところであります。

○5 番 (村田 豊) そこまでの状況ということは、1回、大枠、説明を、前回、いただいておりますけれど、このことが、ある程度、そういったはっきりした方向が出ているとしたら、具体的に検討をしながら、どういう方向で住民の皆さんに理解してもらいながら、どういう体制に持っていくかということを示していかなきゃならないというふうに感じます。

○総務課長 そのことについては、聞いてみると、現状の中では、飯島、それから駒ヶ根は既に切りかえのときに設置は取りやめているというようなこと、他の近隣町村を聞いても、もう、音声告知放送以外は、やっていないというところがほとんどになってきているということをお聞きをする中では、早目に村民の皆さんに、例えば今の状態の物を新たに機器を備えてやるとしたら、これだけの経費がかかります。その必要性が、今の若い人たちから、若い年代の人たちが、これだけ携帯電話やスマートフォン等でのやりとりがされるとしたら、必要性というものについて感じなくなるんじゃないかと、感じなくなっているんじゃないかというふうに感じますので、そんなことを早目に検討をしながら進めていく必要があると思いますが、そういう検討の委員会なり、あるいは、その検討がまとまったときに意向調査をとっていくとか、そういう方法、手段をとっていくかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務課長 更新するほうがいいのか、どうも1億3,000万円強のお金がかかるというふうにも見積もりでは言われているところでありますので、これにつきましては、有識者からなる検討委員会を早急につくりまして、こちらに諮って方向を出していく考え方でおります。

○総務課長 村民の声を代表していただくという方として、正副の総代さん等に依頼をして、年度内で方向を早目に出すというようなことを考えております。

○総務課長 いずれにしても、その委員会の中で、どういう方向が出るかわかりませんが、その中で、やはり、どうしても——どうしてもというか、村民の現状を知らせて、もうちょっと声を聞けということができるようであれば、委員会の指示に従っていきたいというのが考え方であります。

○5 番 (村田 豊) 聞くところによると、音声告知放送だけにするにしても、今の物はすべて使えないということをお聞きしております。そうすると、新たな、また設備投資が必要になってくるということですが、基金として7,000万円くらいのものが情報課の中で積み立てがされておりますので、情報基金積み立てが、このことだけじゃなくて、すべて、あらゆることへ利用すると思いますが、そういう部分では、そういったものも生かせるようなことも考えていく、言ってみれば、音声告知だけだったら、比較的、4,000万円かそこらで済むんじゃないかということをお聞きしておりますので、そんな点は検討いただきたいと思います。

○総務課長 質問の中で、ちょっとホームページのことが出ましたので、2番の(2)の地デジ化しているようなことを落としましたので、この点をお願いしたいと思います。

地デジの活用は進みますかということで、前回の質問の折にNHKのほうへ聞いてもらって、具体的にどこら辺まで載せられるかどうかということを確認をしていただきたいということを申し上げましたが、そんな確認はとっていただけましたでしょうか。

○総務課長 地デジに関しましては、6月議会で同種の質問をいただいたところでありますけれども、あの時点よりデータ放送が進んでいると、調査をしたということとはございません。これから、ちょっと、また、いろいろお聞きをしていくということで考えております。

それから、先ほど、毎年、1,200万円程度の積み立てをしておりますけれども、これは、補助事業でといますか、中川村が光のケーブルを幹線に引き、それから、CATVを利用できる補助事業を導入してきた、村が事業主体になってきて、それをですね、機器類をCATVに貸しているということで、将来に備えて、その部分の更新ということで積み立てているものでございまして、実は、この、先ほどお話がありましたIP電話等については、その当時は、まだ、これが、今のシステムで使えるだろうということでやってきたところが、このところへ来て、この方式が古くなってしまったということでありまして、今、積み立てているお金については、この目的に使うというような考え方のものでございませぬので、お願いをしたいということと、もう1つ、音声告知放送のものについては、これは使えるわけでありまして、この方式全体がだめになるということになりますと、いわゆる、そのモデム——モデムは、恐らくインターネットも両方使えるような青色をしたモデムが各家庭に入っているかと思いますが、これ自体も、もう使えないということになりますので、これも、もし続けるということになれば、これを加入のご家庭、全部、変えなければならぬと、当然、役場の中にもこれが10数台入っておりますけれども、これも変えるという、そういう経費が別に要するというところでございます。

○5 番 (村田 豊) ちょっと私の聞いた、有線放送へ聞いた内容と多少ずれがありますけど、その辺は、よく内容を確認してお願いしたいと思っておりますけれども、NHKの地デジのデータ放送については、前回、お聞きしましたが、聞いていないということのようですが、NHKからグローバルメディアというところへ委託をされて、そこですべて、各町村からの、そういったデータの調整をしながら載せているということをお聞きをしました。

見ますと、各町村の中で、相当、データの量が違うなあというふうに感じますけれども、例えば、先ほどメール配信のことを、緊急情報の配信のことを言いましたけど、軽井沢町のものを見ると、広報から猿からクマから、あらゆるものを載せられております。

中川の場合には、市町村の欄を開くと、今月は赤ソバのことが出ておりましたけれども、例えば、大芝高原の場合は、3ページ、4ページくらいにわたって細かく、こう、営業の時間だとか、この内容が出ているわけでありまして、できるだけ、無料ということですので、利用できる情報は、ある程度、目いっぱい使えるような配慮を

しながら、すぐとは言わないけど、今、私も、うちでやると、子供たちが、小さい子供たちが、既に、もう気象情報から何から簡単に見ておりますけれども、これからはそういう時代じゃないかと思っておりますので、家庭にいて情報が、広報だけじゃなくて、広報を探さなきゃ内容がわからないんじゃないかと、そういうものを見れば、いつでも、だれでも、どんな時間でも見られるというような方法にかわって来ると思っておりますので、できるだけ活用をいただきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

例えば、飯田市の場合にも、その基金の使途の内容まで簡略化して、決められた字数、行数の中で2ページにわたって報告されているということですので、その点の活用をできるだけ、私も聞いてびっくりしたんですが、無料ですということをお聞きしたんで、ただし、調整はさせていただきますよという、させていただきますよということはおっしゃっていただきました。活用をいただきたいと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。

○総務課長 最初にお伺いしたいときに、防災情報について、もう少し詳しく、この付近のものが載せられるようにというご質問だったかと思っておりましたので、今のお話ですと、これは、中川村の、あるいは、その周りといいますか、関連するところについての広い意味での情報提供での活用というご意見かと思っておりますので、これについては、グローバルメディアですか、こちらのほうにも問い合わせをしつつ、ほかのところはどのように変わっているかという、やっているかということも、もう少し研究をした上で検討を、庁内的な検討ということになるかと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

○5 番 (村田 豊) それでは、その点は、そういうふうに進めていただくようお願いをしたいと思います。

2点目の質問に入りたいと思っております。

高齢者対応は満たされていますかということで、特に、高齢化の進行とともに福祉の充実をしていくには、人、手間と費用がかかるようになります。

これから進んでいくであろう老老介護の問題や在宅介護、あるいは在宅医療に、これからどう取り組んでいくかというようなことが考えていかなきゃならないと思っております。ますます増えてくる医療や施設負担が予想をされます。

時あたかも東北大震災が起こって、恐らく国からの支援というのは減額されてくるというのは、これは必須だというふうに感じます。何年も続くだろうということも考えられますが、こういったことを考慮した福祉の、言ってみれば切り捨てにならないような予算組み立てが求められることは、これからの時代、必要だと思っておりますし、健康増進や、きょうもありました。来春から昭和病院のリハビリ科が具体的に開かれるということをお聞きしましたが、機能回復というようなことも、村として施設整備をしていくようなことも考えていなきゃならない時代が来ているんじゃないかなあという点で、機能回復施設整備についての提案も、一つ、この中でさせていただきますと思います。

今年の2月11日でしたけれども、健康福祉大会の折に、福祉協議会や地域包括支援センター、あるいは保険センターでの活動報告が厚い冊子の中にこと細かに記載されておりました。介護予防の高齢者諸施策、あるいは特定高齢者施策など、介護保険以外でも非常に多くの内容のサービスが行われているという点、細部に内容を確認させていただきました。

業務とはいえ、それぞれ活動をいただいている、活躍をいただいている点については、十分な福祉が展開をされているということを感じましたが、さらに、さらに高齢化比率が増してくる中で、今後、どう対処していくのがよいかということがあるかと思えます。

私、厚生担当委員会の担当委員会の一員でもありますので、細部内容については決算審査の中で確認させてもらいたいと思いますが、問題点や改善点、あるいは提案をさせていただく点について申し上げてみたいと思います。

1点目として、具体的なインフラ整備の計画はありますかということで、相当、施設は充実化してきておりますので、郡や伊南、あるいは村として、こういった取り組みが新たに出てきておりますよということがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

新たなインフラ整備という関係でありますけれども、特別養護老人ホームでの今の現在の様子であります。

特養みさやまというところが、今度、伊那市の西箕輪のほうに、今、新築中であります。120床の施設でありまして、平成24年4月に開所をする予定であります。

それで、近々で言いますと、特養みすず寮が全面改築をしまして、現在70床から110床っていうことで、40床増やして25年の2月ごろの開所という予定であります。

それから、平成24年度から第5期の介護保険事業計画が始まるわけでありましてけれども、その中で、今、今現在、予定をされているのは、まだ取りまとめ中でありましてけれども、特養の越百園がデイサービスセンターを廃止をしまして、その部分を長期ベッド30床を増床したいということ、それから、伊南福祉会でやっております観成園は40床の増床、伊那市のほうでも、新たに100床の特養施設を計画したいと、それから、辰野町のほうでも100床の特養施設を新設したいということもあります。

それから、今現在、各施設ともショートを受け入れているわけでありましてけれども、なかなか、その点が少なくなってきたりまして、ショートから長期ベッドに転換をしたいということで、そこら辺でも34床ほど長期ベッドにしたいといったような今現在の状況であります。

(村田 豊) わかりました。細かい内容は、また、委員会のときをお願いを、お聞きしたいと思います。

このインフラ整備の中で提案をさせていただきますが、特に、伊那の高遠長藤では、診療所の横に、こういった温水プールを設置して、機能回復、それから高齢者、一般を対象に利用できるようにしております。

中川の場合には、松川のプールへ、温水プールへ行っているというようなことであ

りますので、先ごろも奈良県の鹿島市を見たときに、鹿島市も、福祉センターの中に、そういった温水プールをつくって、機能回復や一般の皆さんの健康増進を図っておられるということですので、中川の場合も、こう言うっては怒られるかもしれませんが、望岳荘が、恐らく、そんなに極端に事業が毎年伸びていく状態でなくて、停滞をしてきている状態の中で、そういったことも加味しながら、ふろの南側へ太陽光やエコキュートを使った歩行者用温水プール、そしてまた、機能回復訓練室という整備を計画ができないかと、健康維持増進で一般の皆さんも使えるし、昭和でリハビリ科ができたとすれば、そういったところの後のフォローとして、こういったところで、松川の温水プールというところまで行けない、中川にあれば利用できるということがあるんですが、そのことについては、提案をさせていただきますが、村長、考え方、いかがでしょうか。

○村 長 機能回復ということで、現状はどういう状況にあるのか、そして、それが、どのような先生方の指導があつて、どういうニーズの人がどれぐらいいらっしゃるのか、それに、どういう、何ですか、リハビリ、どういうものが適切なのか、何人ぐらいいらっしゃるのか、それで、今、おっしゃっているようなものをつくるのに幾らぐらいのお金が要するのか、ランニングコスト、維持管理にどれぐらいのものが要するのか、そういうことも含めて、そもそも、そういうニーズがどれぐらいあるのかというふうなことも含めてですね、そこだけ切り出して、温水プールをつくる気がないのかというふうに言われちゃうと、ちょっと、その単独で、それだけを検討するっていうのは難しいのかなというふうに思いますし、村だけでやるべきなのか、あるいは、上伊那広域連合、それから、上伊那福祉会、伊南の福祉のほうの一緒にやっているっていうこともありますし、今すぐに、こう、ぽつと、おっしゃられたような、村単独で、温水で、中で歩行訓練ができるような施設をつくるということだけで、やる、やらないというのを申し上げるのは、ちょっと大変難しいのかなというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) 村長、勘違いしないようにしてほしいのは、松川の温水プールような大きなものじゃないです。この長藤の場合もそうです。ただ単純に、鹿島市の場合もそうでしたけれども、例えば、ここから向こうくらいのところへお湯を循環させて、中を速歩する、できる施設ですので、そういう点では、そんなに大きなものでないということご理解をさせていただいて、ぜひ、これは、内容検討をして進めていただくと、あるいはまた、こういったところの視察をしながら、どんな利用のされ方をしているかというようなことも検討しながら進めていただきたいと思えますので、その点は、提案として申し上げておきます。

2点目として、介護の実態と介護施設は不足していないかということをお聞きをしたいと思いますと思いますが、先ほど課長のほうから説明ありましたので、具体的には、相当、受け皿が増えてくるというようなことですが、1点だけ、ここではお聞きしたいと思います。

例えば、待機の人たちが去年より7人くらい増えておりますよね。資料を見ますと。そうすると、言ってみれば、待機が増えるということは、在宅介護等々が負担が行く

○保健福祉課長

○5 番

わけですけれども、この辺のことは、先ほどの年数で、ある程度、2年くらい先には改善されると思いますが、そういう点では、できるだけ介護待ちの、待機待ちの人たちには理解してもらえらるようなことの手段を講じていただきたいと思います。

2点目として、この施設改善は図られていますかというようなことも、これも、今、お聞きをしまして、どういう具体的な年度で、どういう内容がということがありましたので、また、委員会の中でお聞きをしたいと思います。

3点目として、介護施設や福祉協議会から要望等が出てきているかもしれません。その点については、利用者の声でもあれだと思えますけれども、どんなような懇談会が持たれていて、どのようなことが出ているのか、最初に、1点、お聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

3点目の前に介護施設の不足の関係でありますけれども、上伊那、上伊那圏域では、全体で約1,000人近い方が待機をしております。中川村でも24名という方が待機をしておりますけれども、先ほど言った施設がだんだん増えてくるわけでありまして、まだまだ、その施設へ入るといふ待機者は減ることはないだろうなというように思っております。

それから、介護施設ですとか福祉協議会からの要望という点でありますけれども、私、4月から担当課長になったわけでありまして、特別、そういうようなことが、私のところへは、まだ来ておりませんので、また、そんなような情報も集めたいというふうに思っておりますけれども、今現在、余り聞いておりません。

以上です。

○5 番

(村田 豊) その要望がどうのこうのということで、確かに届くまでには時間かかると思います。

宮田なんかへ聞いてみますと、ある程度、理事者と介護の人たちとの話し合いの場を持ったということ等もお聞きしておりますので、そんな点への取り組みも、ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、2点目として、先ほどの話がありました越百園のデイサービスをやめて長期について、これは24年ということをお聞きしましたが、間違った情報が流れたのかどうか分かりませんが、利用している人たちから、中川の役場の職員の人からも「越百園はデイサービスやめちゃうよ。」ということを知ったということですので、もし、年度が、まだ、24年、どのくらいかかっていうことがあるかと思えますけれども、的確に伝わるように、ぜひ、お願いしたいと思います。どうしても、越百園は、デイサービスをやめなきゃならないような内容が出てきているのか、費用的にかかるのか、あるいはまた、コストとして収入が少なく、デイサービスを続けることは大変なのかどうかと、その点について、内容、もし、わかっておられましたら、お願いしたいと思います。

○保健福祉課長

越百園のデイサービスの事業でありますけれども、平成11年から、越百園ができたときから事業を行っているわけでありまして、施設長の話によりますと、黒字、デイサービス部門での黒字になっているのはほんの1～2年ということで、あとは赤

字が続いているということでもあります。それで、ちょっと具体的な数字のあれを持ってきておりませんので言えませんが、毎年、赤字が続いている中で、上伊那福祉協会としては、施設ごとに、その収支を求められるわけでありまして、越百園もデイサービスを廃止して一般長期ベッドにしたいということでもあります。

それで、今、話が出てきている段階では、平成23年度いっぱいまでデイサービスをやめたいという考えで、それから、24年度に工事をして、時期は、いつになるかわかりませんが、一般特養にしていきたいという話であります。

○5 番

(村田 豊) 細かい点は、また、お聞きしたいと思いますが、具体的に、やはり情報がやめるということが先に立っちゃって、後、どういうフォローをしますよというようなことが伝わりながら、こういう方法をとって行くから、この時期には、やめていきますよというような伝わり方でないと、やめるということだけ聞いただけなんです、やはり、利用者の皆さんは不安になっている部分があるということをお聞きしたので、そんな点は、ぜひ、対応を、よろしくお願ひしたいと思います。

3番の今後の在宅介護や在宅介護にどう取り組むかということですが、村長の話の中にありました。昭和病院の53号の「ほほえみ」、通信「ほほえみ」にもありました。この中で、私も見て、ああ、こういった内容で、具体的に言ってみれば、リハビリテーション、リハビリテーション科を設置しながら、よりきめ細かな対応をしてくれるんだなあということ、私だけじゃなくて、みんなが感じたというふうに思います。

それで、こういった、昭和にものごとできれば、先ほど、私、提案したっていうのは、やはり、下へ、うちに帰ってきて、町村の中でそういったフォローができるリハビリ施設、温水プール、速歩プールとかいうようなことだとか、そういった保険センターのフォローとか、そういったことが、やはり必要になってくると思います。

そういう点では、今後、どのように健康診断等を含めながら進めていくのか、年々受診率が落ちて、50何%に健康診断の受診率が、まあ、手法も変わったということもありますけど、落ちてきておりますが、私は、多少、有料でも、CTの胸部検査等々を活用しながら、早目の予防、対応をしていくことが大事だと思いますけれども、その点については、村長、どういうふうに感じられますでしょうか。

○村 長

今まではですね、どうしても急性期のケアをして、それが終わってしまうと、もう、自宅に帰すというのが医療のあり方だったと、それで、やっぱり帰ってから苦勞なさるという部分が多かったというような、そういう反省があつて、それで回復期リハビリテーションというふうなことを、医療としても、もう少し考えなくてはいけないかな、だから、その救急の状況は過ぎたけれども、もう少し日常生活ができるようなところまで、まあ、それが、もう完全に何でもできますっていうところまでは、なかなかいかないでしょうけど、日常生活にさほど苦勞がないところまで、ちょっとその辺のさじ加減のところは、いろいろかと、微妙なところあるかもしれませんが、そのこのところも、今までよりも、もう少し日常生活の間の部分をつないでいくというのが回復期リハビリテーションだと思います。ですから、回復期リハビリテーション病棟ができたことによって、その市町村で何かをしなければならぬニーズが

て、すごい協力的なんで、その辺のところは強く押し進めていただきたいというふうに思います。

それでですね、飯沼から、いわゆる養命酒まで来るわけですよ、あそこで接続するということなんです、その道ができたときに、飯沼橋の架けかえもあってからのことになると思いますが、そのいい道が開いたと、そうすると、車とか人の流れがですね、こちらへ回らなくて、直接、向こうの、その天竜端の道路へ流れて行って、渡場のほうへ抜けて行っちゃうんじゃないかなっていう、実は心配がされると思うんですが、この東地区の活性化っていうようなことを考えた場合にね、何か策が必要なんじゃないのかなという気がするんですが、その辺は、いかがでしょうか。

○村 長 通告書を読んだときに、私は、実は、国道 153 号線からこっちに流れるのかなという意味で言っているのかなととらえたんですけど、よく読んでみると、そうじゃなくて、何ていうんですか、中央の、大草中央線のほうの通行量のことを気にしておられるということですよ。

それで、今も、坂戸橋を渡って渡場のほうに抜けて行く車っていうのは結構多いなというふうに感じております。おっしゃるとおり、あの竜東線が飯沼から、飯沼橋ができて、また、飯島の皆さん方のご協力、先ほど、ちょっと申し上げるのを忘れていましたけれども、飯島の皆さん方にも、ゆきわのあたり、あるいは南消防署のあたりから下りてくるというふうなことになる、橋も架けかえるということになると、飯島町の方々にもご迷惑をかけることになるかと思っておりますので、その辺の調整も必要になってきますが、いずれにせよ、そういうふうな形で通行しやすくなれば、当然、153 号線から竜東線のほうに回ってくる人もいるというふうに思われます。

ただし、道を開けておいてあんまり通るなっていうふうなわけにはいかないので、それは、まあ、利便性が上がるっていうことは、そういうことも覚悟の上というか、認識しながらやってきたことだというふうに思っています。

それはそうとして、利便性は上がるんですけども、そこにどうなるかっていうのは、やっぱり、そこ、その場所に魅力がどれだけあるかというふうなことだというふうに思います。大草中央線でいえば、例えば、こちらから言えば、今錦さんのところも、今、ちょくちょく見学者なんかも入れておったりして、お客さんも時々入っておるといふふうなこともございますし、望岳荘というふうなことも、いろいろと頑張っておるところでございます。ニホンミツバチの、その館といいますか、見せながら販売するようなところも、今、立ち上がって、さらに充実させるべく進んでおると、大草城址公園もあるし、当然、もともとあった中組の店もありますし、それから、もう少し南に下がったところにもお店ができておるといふふうなことがございますので、その辺の頑張りといいますか、まあ、いろんな魅力づくりをしていく必要があるのかなというふうに思います。

それから、最初に申し上げましたように、153 号線のチャオ周辺につきましても、何がしかは車がこちらのほうに、竜東線にほうに、さらに流れることを考えていくと、チャオ周辺だけじゃなくて、153 号線沿線の皆さん方も、じゃあ、それに対して、ど

ういうふうな魅力をつくって、こっちのほうに車に、車なり通行に来てもらえるのかっていうふうなことを考えていかねばならないと思います。

おっしゃるとおり、その竜東線も、単なるバイパス的なですね、通り過ぎていくだけの、アクセルを踏んで、いかに時間を短縮するかだけの利用では、排気ガスがまき散らされるだけなので、竜東線においても、何がいいのかわからない、ちょっと、いろいろ周辺が、農地のこととかもありますから、いろんなことを考えていかなければいけませんけども、まあ、いろんな問題あるにせよ、153 号線、竜東線、それから大草中央線、それぞれの地域で、お互い競争し合ってますね、客引き合戦といいますか、そういうふうなことをしていくと、中川村全体も、また、よくなって行って、人を集める力もできてくるのかなというふうに思いますので、そちらのほうに魅力をつくるっていうことが大事なことかなというのが、私の思っているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) その魅力づくりですが、それは、やっぱり、それぞれで考えてくださいよっていうことなんですよ。村長の持ち前というか、自前、いつもの返答ですと、そういうことですよ。

○村 長 基本は、そういうことだと思います。今、まあ、さっきの一般質問とかでも、多分、どなたかが触れると思いますけども、中川村の一番の問題点は、その辺の欲というか、もうけてやろうというか、そういうところですね、もっともっと、単に喜んでもらったらうれしいだけではなくて、こうすれば中川村の皆さんが評価されて、後継者が残れる、後継者が残れるぐらいのお金が回っていくような状況をつくらうっていうふうなことが、ちょっと少ないのかなというふうに思います。それを、イソップ物語のヒバリの親子じゃないですけども、ね、ご存じだと思いますけども、農家、農夫さん、農夫が来て、「さあ、麦が実ったから、さあ、刈ろう。」と、「じゃあ、ちょっと親戚の人を頼んで、あした刈ろう。」と言っていたら、子供が言ったら、お母さんヒバリが「ああ、大丈夫、大丈夫、まだ来ないわよ。」その次の日、「なかなか来てくれなかったな。近所の人に頼もう。あしたは、それでやろう。」って言ったら、子供が心配したら、お母さんが「大丈夫、大丈夫、そういうことだったら、まだ、あしたは来ないわよ。」3日目か4日目になって「しょうがない、もう、自分でやらなくちゃしょうがない。」って言ったときに、「さあ、皆さん逃げましょう。」って言って、やっとなら刈りが——稲刈りっていうか、麦刈りが始まったというふうなことがありますけども、いずれ村が何かしてくれるんじゃないかなあって言っていたら、多分、麦は刈られないままに、冬——冬を迎えるのか夏を迎えるのか、ちょっと私はわかりませんが、そんなことかなと思いますし、ぜひ、村だけがやろうと思ってもできないので、本当に何とか、いろんな動き、確かにありますので、その辺が広がってきて、力が組み合わさって、中川村の力が組み合わさって、上伊那、下伊那の中で発信できるような形になっていくためには、ぜひ、住民の方々の努力というのが必要だなというふうに思っているところです。

○4 番 (山崎 啓造) これ、同じことのようなことを何回も聞いているんですが、その、それぞれが考える、確かに、そのとおりだと思いますし、自分がいろいろ研究しなが

ら売れる物をつくったり、来てもらえるようなことを考える、当然だと思いますが、なかなか難しい部分もあるんでね、その辺のところは、大いに手助けをしていただきながら、一緒になってやってもらうっていうことが、みんな望んでいるんですね、今ね、中川村の、そのいろいろやっている皆さんは、「いつも言うよ、「それは自分で考えることですよ。」って言われちゃうんから悲しいんだよな。」っていう人がいっぱいいますんで、それは、大分、損しています、そう思いますから、しっかり、その説明していただいてですね、手を携えていこうよっていう、そういう発信も必要なんじゃないかなというふうに思います。

そこでですね、養命酒まで道が開いてきました。元へ戻りますが、あそこあたりにね、どうしてもこっちへ回ってみたいなっていうような魅力を発信するようなものをつくったり、例えば、でっかい、日本中にどこにもないよっていうような看板で、よそが見えなくなっちゃ何にもなりませんけど、何か考えると、それから、じゃあ、養命酒へ出る前にね、どこか、その、今、改良する道路の途中から美里のほうへ行く、今、あの道は、今錦さんから農道へ行っている道は何て言うんだらう。北山方飯沼線でもいいのかな、それへつながるようなアクセスする道路をつくるだとか、じゃあ、その途中に何か魅力のあるものをつくって見たらどうだとか、いろいろの考え方があるんと思うんですけどもね、そんなことは、あれですかね、まあ、地形的に、自分、よくわかりませんが、不可能なのか、やってみる可能性というのは幾らかでもあるのか、その辺はどんなふうに考えていますか。

○村 長 飯沼から美里に行くあの道については、県のほうも、過疎代行というふうなことで通りやすくしていただくっていうふうなことが進みつつあります。

それから、地形的なことは、今、おっしゃったとおり、地形的なことをおっしゃいましたけども、やっぱり、傾斜も結構、地形的、そんなに平らではないし、そこに、それからまた、大きな看板をつくるっていうのも、どっちかっていうと、看板については、美しい村としては考えていかなくはいけないなというふうに思っているんで、あんまり大きな看板はつくりたくないと思っていますし、あの地形的にも難しい、いろいろ、場所的には、制約が随分あるかなと思います。何よりかにより、その建物なり、その施設を、そこに整地してつくったとしても、全く、おれは、こんなことしたいんだみたいな話が全然聞こえて来ない中ですね、そういう物をつくっても、活用していただけたとは思えないので、そういう物があってですね、地元の皆さんの中から、地域の特産物を生かした形で、こういうふうなことをして、何とかしないと後継者も残らんから、こういうことをしたいんだというふうなお考えとかあればですね、また、一緒に考えようよっていう話にもなりますが、いろんな方々が、いろんなことをね、頑張っておられる、その卵をつくってっていうふうなことでいろいろ工夫してらっしゃる方もいらっしゃるわけですが、そういうのがどんどん広がっていくことをですね、望みたいし、そういうものがあれば、いろんなことを一緒にやっついこうっていうふうなことは、考えないといけないです。竜東線もそうだし、それから、中組中央線というか、何だっけ、大草中央線のほうも、そんなふうに思っているところで

す。それから、おっしゃるような美里の方面についても、いろんな工夫、アンフォルメル美術館もありますけども、もう少し、その文化的なものだけではなくて、もう少し、せっかく来たんだからってお土産が買っていけるような、何か、そういうような物の提供みたいなこともあればいいなというふうに思いますので、そういう欲——欲というか、まあ、後継者が、ここで息子、娘が子供を育てていって、孫がここで育っていけるような形に、金もうけはできなくても、そんなことができるようなことには、どうしたらいいのかなっていうふうな工夫といますか、検討をする方が増えてきたらうれしいなというふうに思うところです。

○4 番 (山崎 啓造) そのアンフォルメル美術館っていうすばらしい美術館があるんですけども、その鬼戸で上へ何か上がっちゃうっていうようなことも聞いたんですが、山を切るんだか、上へ上がるのか、あの辺からね、アンフォルメル美術館のもうちょっと下の辺へ、こう、アクセスできるように、とても無理？それは。無理ですか。わかりました。

それじゃあですね、ちょっと変えますが、とにかく人が来てくれなきゃしょうがねえんだから、何とかしにゃあいけねえと、こういうことなんですけれども、去年も、ちょっと同じようなことを質問したんですけれども、要するに、じゃあ、美里から渡場までね、山と人の住む境あたりに遊歩道をつくって、それで、遊歩道をつくって、その辺の林も整備をして、見通しのいい林にして、そこへマレットゴルフ場なんかもつくって、いろいろ欲深いんですが、その横にも、もうちょっといい道路があれば最高なんですけど、そういったことで、そこに住んでもらえる人をつくる、前は、クラインガルデン的なものはどうですかって言いましたけれども、それも視野に入れてもらいながらですね、道路整備っていうことを、ぜひ、やっていけばいいのじゃないかなあという気がするんですが、まあ、前回、どんな所へは投資できませんよっちゅうようなことを言われましたけれども、そういう考えは全くだめでしょうか。お聞きします。

○村 長 通告書のほうでは、転入者が増えるように道路を開いたらどうかというふうなご提案をいただいたかというふうに思っています。

転入者の方が増えることは、すごく大事なことだと思っていまして、まあ、その一環として、例えば、中田島のところに、今、集合住宅をつくって、また、来年度は、また、さらに、戸建てになるのかもしれませんが、村営住宅を増やしていこうというふうなことを考えておるところでございます。

それから、前から考えておるとおり、申し上げているとおり、各地区の力が衰えてきているように思っておるので、その地区の中に戦力として一緒に地域を、地区を支えてもらうような人が入っていただくようなことを考えていかなくはいけないなというふうに思っております。

ただ、道路を開くということが、それが、その転入者が増えるということに、費用対効果的にですね、どれぐらい効果があるのかは、よくわからないなというふうに思っておりますし、逆に言うと、しばしば言われるのは、その吸い上げというか、吸い出

しというか、道路が開くことによって、かえって過疎化が進むというふうなこともあるというふうなこともありますし、道路につきましては、もともとの計画がありますので、それに沿った形で、ちょっと思いつきの、こちら辺につくったら、家、だれか住んでくれるかなってというふうな形で新たな道を開くってというのは難しいのかなというふうに考えるところでございます。

おっしゃるとおり、転入者といいますか、移住者を増やす、人口増を考えるということは重要なことだと思っておりますので、そちらのほうについては考えますけども、その手段が新たに道路を開くということではないのかなというふうに思うところで

○4 番 (山崎 啓造) 実は、その道路なんですけどね、舗装した、きらっときれいな道じゃなくて、以前、あのね、三田島地区で住環境整備っていう事業があって、そのときに、いわゆる南田島の旧道ですね、昔の153号線ですが、あそこを石張り、石畳のような道をつくって、車がどんどん走れないような、ゆっくり避けながらいけるような道をつくろうじゃねえかっていう計画があったんですよ。結局おじゃんになっちゃいましたが、そういったような道路ってものを、私は、イメージ的には持っているんですけどね。そうすると、何か、みんな来てみたくなるんじゃないかなって感じがするんですよ。だから、首傾げられちゃいましたけど、そこに、ちょっと遊歩道みたいなのがあって、マレットゴルフもできたり、ゆったりしたっていうのかなあ、そういうのをイメージとして持っているんですけど、そういうのも全くだめということでしょうかね。

○建設水道課長 議員さんのイメージされている道路というものが農道の類になるのか林道の類になるのか、また、山道になるのか、それから、はたまた村道になるのか、それもよくわかりませんが、今、言われましたような道路整備については、中川の中では、石畳みたいなものは、まだできておりません。

大きなところでいきますと、この近辺でいきますと、飯田市のリング並木等々につきましては、車がぶんぶん走る道路じゃなくて、両側、真ん中に川が流れながら、リングの木があって、両側を、車より人が優先しながら、どちらかという動きを抑えながら、人が寄りつくところと、そんなような道路づくりがされているわけですが、なかなか、まだ、中川村の中では、そういうものも、実力的には、ちょっと難しいのかなと思っております。

普段の普通の舗装が、まだできていない道路がたくさんあるということが一つありますし、それから、舗装の道路の中でも、村長、今の村長になってから、チャオ周辺の活性化の中で、中央清水線という尺宮司橋へつながる道路について、ようやくカラー舗装を入れながら、歩道についても歩きやすい道をつくったというところが精いっぱいのところ、この大草中央線の上、山つけの変遷に、渡場のほうに向かって、それをつくっていくということは、まあ、夢としたら、希望としたら、大いに魅力あることかもしれませんが、現実の物語として、それをつくっていくという段階には、今、中川の中では、私が担当している中では、ちょっと想定をするのも難しいかなと、こ

んなふうに思っております。

○4 番 (山崎 啓造) 夢のまた夢ですね。でも、夢を実現させるのが行政なんだよね。それ、前向きに検討して行ってほしいと思います。

それですね、さっきから遊歩道っていうことを、私、言っているんですが、実はね、こちらにある望岳荘という施設、さっきも何か言っていたじゃないですか、あれを利用した、いわゆる人がいっぱい来て、あそこで、温泉はないんで無理かもしれませんが、おふろはありますんでね、あの所を拠点にして、あのね、松本大学のね、何とかいう先生がね、歩く、ウォーキングを奨励している先生、いるじゃないですか。名前は、ちょっと忘れちゃいました。あの先生のような、やっている、その早く歩いたり、ゆっくり歩いたり、自分に合わせて歩いたり、森林浴をしながら歩いたりとか、何かいろいろあるようですが、それを、その望岳荘を拠点にしてね、あそこじゃ、滞在して、例えば、血糖値の高い自分のような者が行って、1週間で正常に戻れるような工夫をするとか、じゃあ、食事を野菜中心の、中川村のすごい安心・安全でうまい野菜があるんだよってというようなことで売りにするとか、そういったことを考えての人寄せをする、いわゆる、きょう来て、きょうふろへ入って、帰っちゃう、それでもいいですが、1週間なり15日なり、ここでやれば、こういう健康体になれる可能性もありますよってというようなことを考えてね、望岳荘を再活用っていうのか、だんだん利用者も減っているようなんです、そんなことも考えてみてはいかがかなあと、活性化のために、思うんですが、村長、社長として、どうですか、その辺のところは。

○村 長 アイディアをいただきましたので、支配人に話して、役員会に議題にいたします。

○4 番 (山崎 啓造) わかりました。前向きに検討するということですので、大いに期待をしたいというふうに思います。

それではね、ちょっと、また、次の質問になりますが、中央新幹線ってというのが、いつでしたっけ、2027年、首都圏を名古屋を結ぶ、それを開業させるんだというようなことを言っています。中間駅が飯田駅、現駅にするのか、いやいや、もっと北のほうなんだとかいう話も、いろいろあります。それで、何か飯田の北部、座光寺の辺ですか、下市田か、あの辺へ、どうもできるようですが、飯田市長としてみれば、ちょっと気に入らないようですけども、我々——我々というか、私個人的には、できるだけ上伊那へ近いところへきたほうがいいかなあ、でっかい声じゃ言えませんが、そんな気がしているわけでありませぬ。

それで、そういうもの、そういう交通網が整備されますと、いよいよ中川村も、名古屋からも東京からも大阪からも通勤圏に入ってくるということになるわけですが、そういうものを先取りしてですね、じゃあ、中川村は、こういうのをいっぱい——いっぱいというか、こういうのを整備しますから、ぜひ来てください、今からじゃ、ちょっと、やはり先の話じゃねえかよってという話になるかもしれませんが、今から布石を打ってということは非常に大事じゃないかと思うんですが、そこら辺はどうですか。

○村 長 リニア新幹線につきましては、期待する声もありますれば、また、危ぶむ声という、心配する声というのも両方あります。メリットもデメリットもあるのかなというふう

に思っております。

まあ、おっしゃるとおり、東京、大阪、名古屋っていうのに、どこにも行きやすい、しかも、夏はドライで過ごしやすく、冬も雪かきをする必要はほとんどないというようなことで、暮らしやすいところだというふうに思っておりますので、例えば、軽井沢が、今、定住の場所となってきましたけども、軽井沢がそういう場所になってきていますけども、軽井沢以上に住みやすい場所ではないかなというふうに思います。ですので、そういう富裕層といいますか、まあ、お金持ちの人なんかというか、東京、大阪、名古屋に、きょうは東京本社、きょうは大阪支社みたいな形で行かなくてはいけないような忙しい人にとってはいい場所なのかもしれないなというふうなことは思っておるし、そうなれば、そのニーズにこたえるようなお店もできてくると、それなりの、何かいろんなにぎわいもできてくるのかなというふうなことは思います。

ただ、今、おっしゃったとおり、今の予定で27年、2027年の、できるというふうには、やりたいというふうには言っておるところですけども、今後も、それが、そのとおりに、まあ、工事も難工事ですし、大西崩れのすぐ横の辺から飛び出してきて、また飛び込んでいくというふうな、そういう状況の中です、順調にいくのかどうかというふうなこともわからないというところがございます。

まあ、ともかく、今の段階で、いろんなことが取りざたされている中でですね、何か先走ったことを言うのは、すごく、何か、言うべきではないのではないかなと、時期尚早ではないかなというふうに思いますし、まあ、今、長期計画があるわけなんですけども、次期の、次の第6次になりますかね、第6次の総合計画が2020年からの10年間というふうなことになりますし、それに向けて、2020年の第6次総合計画を策定していくというところではですね、まあ、リニアについても何か状況が、もう少しはっきりしてくることもあるでしょうし、それについてのことも何かうたうというふうなことにもなってくるのかもしれませんが、まだ、何か、リニアで、こうしたらもうかるのかというようなことはしゃいで言うのは時期尚早かなというふうに思います。

何よりもですね、やっぱり、リニアが来ようが来まいが、来ようが、来ても来なくても、日本で最も美しい村連合の一員としてですね、村のよさを大事にして、村のよさを後世に引き継いでいって、それから、また、村民の皆さんも暮らしやすい、子育てもしやすい、暮らしていくにも、いろいろ暮らしやすいし、いろいろ楽しいことがあって、文化度もあってスポーツもできたりもするようないところだよというふうに、そういうふうには思っただけのこと、そういうふうな村にすれば、リニアの人も住んでくれるだろうし、リニアじゃない方についても、先ほどじゃないですけども、中川村、いいところだから住もうということで、リニアが来なくても中川村に住もうという方が増えてくるのではないかなというふうに思います。つまり、外にどうこうというよりも、中川村自身をよくしていくという努力が、今、大事なことかなというふうに思っておるところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) そうですね、今からえらいはしゃいでみてもいけねえつうんで、

確かにそうかもしれませんが、まあ、先を見越して、今から少しずつでもね、でかいこと言ってもいいもので、中川村はすばらしいですよ、こうですよ、もしかしたら、リニアができますよつうくらいのことはね、これ、発信してもらって、人を寄せつける努力をしてほしいと思います。

そこで、ちょっと話はかわりますが、ここに、ちょっと通告書には書いてないんですが、いわゆる村の活性化つちゅうことですね、企業の誘致、これは、今まで何人も質問しているんですけども、村長は否定的な立場でしたよね。原因は何ですか、もとは何ですか、水がねえんだつちゅうようなことを言われたと思いますし、中川村は、そうじゃなくて、近隣市町村の企業に勤める人を中川村へ来て、うちから通ってもらえるようなものを目指すんだと、こんなことを言ったように思うんですが、例えば、今度の震災で、中央、東京の機能が全く麻痺しちゃって、うちへも帰れないっていうような人がいっぱい出たわけですけども、こうった状況を見たときに、例えば、中川村へ分散、会社、企業も会社も何かを分散して持ってきて、ここで仕事してみませんかとかいうような誘致ということも、これからは考えてもいいんじゃないかなつちゅう、自分は気がするんですが、と同時に、まあ、水がなくてもね、仕事ができる会社というか、そういうものもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね、そこら辺のところは、お聞かせを願いたいと思います。

○村 長 一番は、何回も申し上げましたような、その中川村のよさを生かすということが大事なんだと、何でもいいから、どこかからよその資本が来てくれて、どこにでもあるような工場、どこでもいいような工場をつくってもらって、そっちの理屈、来る側の理屈では、中央道があるからとか、東京と名古屋に行きやすいとかって、いろんな理屈であるでしょうけども、中川村のよさを、やっぱり生かしてもらおう、残してもらおうっていうような、そういう形で一緒にやりませんかというふうな話については、非常にいい話だと思いますが、そうじゃなくて、その今の東京なりの機能を分散させていうんだったら、別に中川村じゃなくてもいいわけですよ、中川村のような、その東海地震の指定区域に入っているようなところじゃなくても、もっと安全な所につくれば、恐らく来る側としてはいいわけですし、そうじゃなくて、やっぱり中川村だよ、ここ、中川村のこのよさを生かしたいよ、ねっていうふうな外部資本は、ウェルカム、歓迎しますし、何よりかにより、我々自身が、そんな、何でもいいから金持っているやつがこっちに来て、何か工場でも建ててくれたらいいわというふうな、その人様に頼るような、おねだりをするようなですね、ことではなくて、自分たち自身が自分たちのこの村にある魅力を上手に磨いてやっていこうよという気に、そういう気持ちで取り組まなくちゃあいかんのではないかなということでございます。

○4 番 (山崎 啓造) その、いわゆるね、中川村がいいよっていうことを、行政があちこちの企業に働きかける、その努力をしなきゃいけねえんじゃないでしょうかねえということを行っているんです。それは、確かに、向こう、相手のあることなんです。実は、これは、そのリニアということは念頭に入っていたんですが、先ほど言うように、確かにメリット、デメリットありますんでね、一概には言えないと思いましたが、

それを考えたときには、こういう、そういう、いわゆる田舎で、中川村で、ぜひ、そういう環境づくりは、村が、ぜひ、してほしいなど、希望で申し上げたところですが、それも皆さんでやりなさいよっちゅうことでしょうか。もう一度だけお願いします。

○村 長 環境づくりという意味が、よく、ちょっとわからない、例えば工業団地をつくれとか、そういうことなんでしょうか。ああ、聞いたらいかんのか。いや、あの、そういう工業団地をつくれということかなというふうにも思いましたが、もう少し広く考えてみますと、中川村のよさというのを訴えていく、例えば、一つには、日本で最も美しい村連合に加盟して、多分、恐らく、日本中の人にとって、中川村と聞いても場所がすぐわからなかったでしょうけども、でも、まだ、わかっている人は少ないと思いますが、それでも少しずつ、中川村っていうのは、中央アルプスを間近に仰いで、天竜川が流れていて、南アルプスも望めて、リンゴやいろんな果物ができて、夏も涼しくて、冬も雪が降らなくて、1回、行ってみたいけど、いいところだったなっていうふうな、住んでいる人たちは、みんないろんなことを頑張ってやっていたりして、おもしろい人がたくさんいて、いいところだった、おもしろかったよっていうふうなこと、中央道も通っていて、東京にもそんなに時間かからなかったし、名古屋なんかあつという間に行けちゃうよねっていうようなことがですね、そういう形で、よさというのは少しずつ認識が広がっているのではないかなというふうに思いますし、もっともっと、いろんな、おれは、こんなふうなことでやっている、こんなふうな魅力、こんなふうなことで、こんないいもの、こんないいことをしているんだよっていうふうなところを、それぞれ出していただいたりすると、ちらしずしのように、いろんなおいしさが混ざった、もっと魅力のある場所っていうふうなことにもなるかと思しますので、そういう形で中川村のよさの発信というのは、繰り返し続けてきているつもりでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 団地をつくれとかいうことじゃなくて、今、村長が言った、そのとおりのことを、今よりももっと大きな声で、もっと広く発信していただきたいという希望です。

質問を終わります。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時40分といたします。

[午後3時33分 休憩]

[午後3時40分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3番 藤川稔議員。

○3 番 (藤川 稔) それでは、本日の一般質問のラストであります。

先ほど山崎議員も冒頭で話がありましたが、私も一言申し上げ、一般質問に入りたいと思います。

さきの民主党代表選挙の結果に伴い、衆参両院において首班指名を受け、野田佳彦内閣が発足をいたしました。東日本大震災による被災は、今も、まだ続いています。

まさに非常時の中のトップ交代でありました。成熟した民主国家の政治とは言い難い現実を一番冷ややかに眺めているのは、津波や東京電力福島第一原発事故の被災者ではないでしょうか。そして、新内閣の船出に希望を託しているのも、また、同じ被災者であるに違いないと思います。新内閣発足で慌ただしい永田町から遠く離れた被災地では、仕事を失い、ふるさとを離れ、生活のめどがつかないまま途方に暮れている多くの人たちがいます。野田内閣は、何より政治の力を必要としている被災者の現実を胸に刻み、その視線と向き合うことから始めなければならないと思います。

しかしながら、野田新政権にとって政府の原子力災害対策の重責を担う鉢呂義男経済産業省が不用意な発言で辞任に追い込まれたことは、大きな打撃であり、復興政策への影響も避けられない状況は、まことに残念でなりません。

とはいえ、野党もまた、政治空白の解消に大きな責任があると思います。被災者の暮らしより自分たちのメンツ優先の政治に国民はうんざりをしています。

野田内閣の足を引っ張ることだけを考えるのではなく、今度こそ与野党が一体となって復興に全力を挙げていただきたい、また、政府与野党は、早急に被災地を救い、日本を復興、再生させるため、政治のすべての力を結集するという決意であってほしいと願っているところであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、曾我村長の政治姿勢についてと自然景観の保全によるまちづくり政策についての2点について質問してまいりたいと思います。

初めに、2期目の後半に当たり村長の政治姿勢についてお伺いいたします。

村長は、2期目の村政運営を志すに当たり、1つ、不況期間中の村民生活の防衛、2つ、農業を初めとする産業の高付加価値化、内発的発展、3として子育て支援の拡充、4として高齢者世帯の生活支援の拡充、5として日本で最も美しい村連合加盟にふさわしい景観や伝統文化等の保全、6として長期的視点による近隣市町村との良好な関係の構築、最後、7として情報公開と村民の自由、活発な意見表明の7つを公約として掲げられました。

そこで、これらの公約の達成度など、前半2年間を振り返り、どのように総括をされているかお伺いをいたします。

○村 長 今、列挙していただきましたとおり、7つのマニフェストということで、ホームページのほうにも、その当時、記載したものが今も見ていただけるような状態になっています。

1つ目の不況期間中の村民生活の防衛ということにつきましては、そのときは、要保護、準要保護児童、生徒の給食費、全額相当に支援を拡大をしていくんだというふうなことを申し上げましたが、それにつきましては、議会のご理解もいただいて実現をいたしております。

あとは、商工業の振興資金預託金というものも、皆さんの利用が増えておりましたので、預託金を増額して貸し出しの枠を大きくしたということがございました。

それから、保育料、保育園の保育料につきましても、階層別に所得に応じた形になっ

ていますけれども、その当たりの改定の際にもですね、経済情勢を意識した設定をという事で答申をいただき、そのような形にさせていただいたというふうに思っています。

それから、2番目の農業等の高付加価値化、内発的発展ということにつきましては、まず、農地、農業を持続可能なものにしていくためには、農地を、まず、防ぐということが1つ、それからまた、それを、いかにもうかるものにしていくかという2段階が、2つのことが必要かなと思っています。農地の荒廃に関しましては、地元の皆さん方のご努力もありまして、鳥獣害の防止さくという物の建設が進んでおります。竜東につきましては、ほぼ一直線に——一直線っていうか、1本につながってくるというふうなめどがついたところでございまして、獣害防止には、完成の暁には、かなりの効果が期待できるのではないかと考えています。

あと、つくっちゃオが完成して、加工組合が立ち上がりまして、中川村の名物という物の模索が、今、組合の皆さんの中で続いているところでございます。

遠くのほうからも、この辺に売っているらしいぞというふうなことで訪ねてきていただいて、買い求めに来てもらえるような、そういうブランドの商品が生まれて、先ほどのあれじゃないですけど、お話ではないですけども、若い方の雇用も広がっていくような、そういうような発展が生まれてくれば、大変うれしいなというふうに思っています。

それと、チャオの周辺の活性化の事業ってというのが完了して、それなりのにぎわいのできたかなと思っています。

村の情報コーナーというものもできて、いろんな形の利用というのもしていただけているのかなと、もっともっと、さらに情報発信、それから、いろんな活用というのをお願いをしていかななくてはいけないかと思っています。

不十分なところとしましては、日本で最も美しい村連合、それを高付加価値化のブランドとして生かしていただくというようなことについては、まだまだ、もっと上手な利用をですね、していかななくてはいけない、していただかなくてはいけない、また、しなくてはいけないし、村民の皆さんにさせていただくようにしていかなくちゃいけないのかなと思っています。

それから、中川観光開発で始めました地域資源のコーディネート事業というのものも、やっぱり、かなり難しい事業というふうなことで、残念ながら、余り実績を上げられていないのかなというふうに思っています。

それから、もう1つは、天の中川村というブランドを立ち上げようといいたしましたがけれども、商標登録の段階で議会のご理解を得られなかったということについては、ちょっと残念だったかなというふうに思っているところでございます。

3つ目の子育て支援の充実ということに関しましては、選挙中に申し上げておりました乳幼児の福祉医療費の拡大、中学校卒業まで拡大するというふうに申し上げたところですけども、それから、もう1段階、さらに高校卒業まで、それを拡充することができて、よかったなと思っています。

さきに申し上げました要保護、準要保護児童、生徒への支援、あるいは保育料の料金改定につきましても、子育て支援の一面もあるかなというふうに考えておるところでございます。

高齢者世帯の生活支援ということに関しまして、4番目でございますけれども、これにつきましては、ごみステーションを増やしてほしいというふうな声があって、そういうことができるようにして、また、新設のごみステーションにも補助を出すようにしたんですけども、実際には2地区だけですね。複数のごみステーションを持つようになったのは2地区のみでした。

あと、パークハウス滝戸にひとり暮らし、2人暮らしの高齢者住居というものを5戸設けて、診療所も近い、買い物にも便利というふうな所につくったわけなんですけれども、当初、利用、少なかったんですけども、現在は、5戸のうち4戸が入居をいただいております、利用していただいておりますというふうなことで、何かあったときに、どなたか急に入りたいという方もいらっしゃるでしょうから、1戸空いているくらいがちょうどいいのかなというふうな感じで思っております。

それから、介護予防拠点施設福祉空間づくりという趣旨でもって地区の集会所の建てかえ、あるいは改築をいたしまして、バリアフリー化によって高齢者の方にも使いやすく、いろんな活動がしていただけるようになったのではないかと考えています。

5番目の日本で最も美しい村連合にふさわしい景観、伝統文化の保全ということにつき増しては、景観条例、あるいは景観住民協定みたいな、そういうような取り決めみたいなことについて前にも一般質問いただいているところですけども、そのときのも、今任期中には、そういうものが成立しているようにしたいというふうに答えましたが、なるように考えているところでございます。

それから、日本で最も美しい村連合を、さっきも申し上げたように、もっと、さらに生かしていくためにというふうなことで、村内のいろんな組織の方々、それから、準会員の方々等々入っていただいて、どのような活動をしていけばいいのかというふうなことを考えていくような、そういう組織づくりも近々やっついこうというふうに思っています。

あと、坂戸橋の有形文化財の登録、それからまた、理兵衛堤防が、ああいう形で移設、保存されたというふうなことも、大変喜ばしいことだというふうに感じております。

あとは、お祭りとか伝統芸の等々をDVDに記録、保存をするというふうなことも行いました。

6番目に中長期的視点での近隣市町村との友好関係ということにつきましては、当然、前々からやっております上伊那広域連合、伊南行政組合で、ごみ処理問題、医療問題、消防等々、さまざまな課題に連携して対処してきたところでございます。

特に昭和伊南病院につきましては、最初のあいさつでも申し上げましたとおり、坂井事業管理者、長崎院長先生、ほか先生方、職員の皆さんの努力によって改善計画を

上回るペースで改善が進んでいるということは、大変喜ばしく思っております。

それからまた、議会の主導をしていただきまして、中部伊那のおつき合いということが行われております。これも、郡境の村として大変ありがたく、感謝をしておるところでございます。

あと、小渋ダムの堰堤改良期成同盟会、宮ヶ瀬橋の架けかえの期成同盟会等々でも下伊那の市町村と新たな輪が広がっておりまして、うれしいなというふうに思っています。

三遠南信地域連携ビジョン推進会議にも、全体会合があるときには来て見てほしいというようなことでお声がけをさせていただいて、感謝をしておるところでございます。

そういうことで、上伊那についても下伊那についても、両方をしっかりと見据えて、伊那谷の中央にある村として将来を考えていきたいなというふうに思っております。

7番目の情報公開と村民の自由、活発な意見表明ということにつきましては、プライバシーに関するものなんかを除いて、情報公開は、いろんな数字も含めてやってきておるというふうに思っております。

ホームページ等々でも情報公開、進んでいるというふうに思っております。

また、こちらから出すだけではなくて、村民の皆さんからも、もっと気軽に、手紙等々もいただいております。ご意見、ご質問等々を、さらに積極的に、気軽にいただけたらうれしいなというふうに感じております。

以上が、マニフェストについて、現在、感じておるところでございます。

○3 番 (藤川 稔) ただいま、達成状況やら取り組み状況、項目ごとにご答弁をいただいたところでありますが、私も、この村長の公約の達成については、まあ、まずまず順調に推移しているものと認識をしております。

この中で、特に中学生までの、卒業までの医療費の無料化、あるいは要保護世帯の給食費の支援等々、財政措置ができて、あとは村長の決断、公約が伴うものについては、早急な実現をしていただいております。でございます。

特に村長の今の答弁の中にもお話がございましたけれども、特に農業を初めとする産業の高付加価値化、いわゆる内発的発展でございますけれども、これについては、いろいろなプロセスを経過していく、そして実現に持っていくという非常にご苦労が伴う項目でございます。情報コーナーの設置、あるいは農産物加工施設の建てかえ、中川観光開発株式会社のコーディネーターの配置、そして、先ほどの予算、決算、補正の中でも振興課長のほうから話がありましたけれども、緊急雇用による商品開発に携わる人員の配置など、農業の内発的発展への素材は整えられたかなと、そんなふうに思っております。これから、これらの素材をどう生かし、そう成果に結びつけるか、ここが肝要だと思います。

特に、農産物加工施設とコーディネーターや田島ファーム等々の連携による農産物加工商品の開発、販路の開拓などについては、村としても、有機的な構造になるよう、もう少しかわりを持つ必要があると感じております。こうしたことにより、公約に

もあります農業、農産加工、観光、商業など、それぞれに高付加価値化と連携が進み、後継者が生まれ、持続的に事業の発展をしていく村になるのではないのでしょうか。

また、今もお話もありました。以前、村長から提案のありました村のブランド名として商標登録を再検討されるお考えがあるのかどうか、今後、農産物加工施設を有効に利用して地元農産物を活用した加工品の開発やブランド化等を進めていくことが期待されますけれども、この点について村長の見解をお伺いをいたします。

○村 長 中川村製品のブランドというふうなことにしましては、1つには、美しい村連合の加盟の村だよというふうなことをマークとともに利用させていただくというふうなことが1つあるかと思えます。

それからまた、中川村というふうなことについても、シメジ等々でおいしい中川村のシメジというふうな大きなパッケージを使っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、中川村という名前そのものをブランドにしていくことも可能かなというふうに思いますし、それからまた、何より、それぞれの取り組んでおられる方々自身が自分のブランドを育てていくというふうなこともあるのかなというふうに思っています。

つくっちゃオの加工組合についても、つくっちゃオという名前がブランドとしていかどうかというふうなことも含めて、いろいろ考えていかれることになるのではないかなというふうなことも思っていますし、大事なことだというふうに思っておる次第でございます。

天の中川村というものについては、ちょっと、もう無理かなというふうに思っているところでございます。

○3 番 (藤川 稔) 今の商標登録、ブランド名なんですけど、天の中川村ということでは、断念といいますか、引き続いて検討する余地はないということでもありますけれども、天の中川村にこだわらなくて、ほかのブランドも広く村民の募集を含めて、さらに検討するというのも含めて、特段、この問題については、これから、また、検討する、話題といいますか、そういった提案をする意思是、もう全くないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○村 長 ブランドとかネーミングに関しましては、本当のことを言う、本心でいいますと、なかなか、村民みんなで相談してとかいうような形では、なかなか、その受け手側のねらっているターゲットっていうのは、多分、村内の人ではなくて、もっと遠くの方々だというふうに思うんですけども、そのあたりの方々に、どういう、ピンポイントでいけば、一番のつぼのところにはしっかりと刺さるかっていうふうなことについては、ちょっと、結構、本当言うとプロの方々のセンスなり経験なりっていうものがなかなかというふうに思っております。本当に頼もうと思うと結構お金が要るのかなっていうふうなこともあります。つくるのは、つくれると思うんですよ、公募にしても何にしても、だけでも、それで本当に、そのブランド価値を高めていく、私が思っている中川村のよさっていうのは、先ほど言ったように、都会の人なんか車が訪ねてきてくださって、もう、探して、ナビに入れて探しても買いに行きたいというふうな、そういうような、それを持って帰って友達にあげたら「ああ、これ、知っている。知っ

ている。食べてみたかったの。」とかいうふうに言ってもらえるぐらいの、ちょっと、こう、かなりレベルの高いものができたらいいなというふうに思っておって、だから、余り、それは、いろんな考え方があると思うんですけども、そういう意味でいくと、公募とか、みんなで相談してつくったような形のもので、そういうレベルのものになっていくのは、ちょっとしんどいかなというふうに思っているところなんです。まあ、そういう意味で、もし、そういうようなことをやるっていうのはおもしろいことだと思うんですけど、なかなか、それが幾らでできるかわかりませんが、まあ、何10万円ということでは足りないから、もう1けたぐらい要るかもしれないし、なかなか、バブルが崩壊したとはいえ、そうそうお手軽ではないと思うので、また、それだけの費用をつぎ込むことがいいことなのかどうなのか、村民の皆さんの理解を得られるのかどうなのかというふうなことについては、ちょっと私もよくわからないところがあって、まあ、もう1回、もう一度、ブランドについて立ち上げようというふうには、今のところあまり考えていない、もし、そういう声があれば考えますけども、自分で火をつけていきたいなというふうには、ちょっと今は思っておりません。

○3 番 (藤川 稔) わかりました。
それでは、村民、とりわけ生産者やなんかの中で、内発的にですね、そういった話題といいますか、商標登録についてのニーズといいますか、そういったものが、個人的、あるいは組織的に出てきた場合には、そのときには、行政としても、やはりかわりを持っていかれるのか、あるいは、そういった生産者の方々を中心に考えてもらえばやぶさかでないのか、そこら辺を、ちょっと端的にお願いします。

○村 長 まず、ご相談をいただいて、そのつくられたブランドなりが、その何人かの人たちが集まって、その方々だけが使うものであれば、あるのか、あるいは、もっと幅広く中川村にいる人、あるいは、いる企業であれば使っていよいよとかいうようなものなのかとか、どういうようなものとしてその方々が考えていられるのか、ブランドの価値を高めるために、選ばれた我々だけで大事に育てていくんだというふうなお考えのこともあるだろうし、もう少し幅広く考えていくっていうふうなケースもあるでしょうし、その辺の考え方によって、その村費を入れるっていうことについて、ふさわしいとか、ふさわしくないとかいうふうな判断はあるかと思えますので、ご相談をさせていただけたらいいのかなと、で、こういうふうな方法もあるんじゃないか、いろいろと、いろんな使える補助もあるかもしれませんし、何といいますか、人脈というふうなものもあるかもしれませんし、ご相談いただけたらいいと思えますし、もし、村としても、これは、ぜひ、その内発的発展のために有効だというふうなことであれば、積極的に参加を——参加といいますか、一緒にやっていくことにもなるかと思えます。

○3 番 (藤川 稔) もう1つ、この農業の関係の中で、先ほども申し上げましたように、農産物の加工施設つくっちゃオ、それと中川観光開発に特に販売路の開拓でコーディネーターを採用されている、それと、もう1つはJAの関係で田島ファームがごさいます。今のところ、それぞれがそれぞれの機能の中で活動、営業をされておると思うんですが、先ほど申し上げた有機的な構造をですね、これを何とか連携をとって、村

として一本化する中で、新しい商品の開発、あるいは販売路の開拓、総合的に取り組むという、そういうお考えは、今後においておありになるか、村長にお伺いをいたします。

○村 長 そんなに大きな村ではないので、いろんな方がいろんなことをなさっておるといく中で、望岳荘でも生産農家の方から無農薬の物を届けていただいて、中川村でできた無農薬のものでというような形で幾つかの商品を出しておったりっていうふうなこともやっておりますけども、そういう、一本化で、もう、がんじがらめに一本化じゃなくて、提携できるところはしていくというふうなことがあればいいんじゃないかなというふうに思います。例えば、つくっちゃオでつくった何かを望岳荘で売ってもらうとか、望岳荘の何かのチケットを、チケットなり何かを、こう、お土産で出すとかですね、いろんなことが、お互いにこんなことをしてくれたらメリットがあるじゃないのっていうふうなことが広がっていけばいいなというふうに思いますので、今、ちょっと、一本化というふうなことでおっしゃっているのがどうということなのかかわかりませんが、例えば情報交換会みたいなものを立ち上げるっていうこと、というふうなことであれば、できることだと思いますし、美しい村連合に向けてのもの、その関係、村内、いろんな団体が入ってもらって、どうしてこうかっていうふうなことを考えるっていうふうなことも考えております。そういうものが、そういうものになっていくのかもしれないし、最初から1つの事業に一本化していくっていうふうなことではなくて、情報交換の場をつくるっていうふうなことでは、ぜひ、やっていきたいなというふうに思っています。

○3 番 (藤川 稔) 今、村長のご答弁いただいたように、連携をとっていくという意味では、合体するということではなくて、それぞれのいろいろなビジョンもあるでしょうし、そういったものの意見交換をしながら、よりよい成果が出るように持っていていただきたいと、そういうふうなことでございます。そうした課題が地についた、地に足のついた成果となるよう、さらなるご尽力をお願いするところでございます。

次に、現在の社会情勢、とりわけ国内にあっては、東日本大震災、あるいは原発事故の影響、あるいは円高、また、国外にあっては、リーマンショック以来、アメリカ国債の格づけダウン、あるいはユーロ圏の財政危機等、非常に厳しい社会情勢が、現在、あるわけでありましてけれども、後半の約1年半でございましてけれども、それに向けた村長の村政運営について、今後、重要な政策をどのように展開されていくのか、その見通しと所見についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○村 長 はしよりながら、ちょっと、結構、先が長いかなというふうに思いますので、はしよりながら行きますが、マニフェストのことで言いますと、不況期間中の村民生活防衛につきましては、もう、今、おっしゃったとおり、不況というか恐慌に近いような状況になってきて、それが日本だけではなくて世界中に——世界中の構造的なものになってきているというふうに思います。長期化、深刻化というのは免れないのかなというふうに思っています。

特に、今、人件費を抑えるために正規雇用というのをどんどんなくしておるとい

ようなことで、若い人たちの暮らしというものが、貧困の問題というふうなことがあって、大変苦しいのかな、それがあって将来展望が持てない、結婚もなかなか、そんな気になれないというふうなことがあるかなというふうに思っています。ここで言うのもなんですけれども、本当を言うと、何か、前々から思っているベーシックインカムのものが、何か村でも試みられたらいいのかなというふうに思うところなんですけれども、なかなか、それは難しいかというふうに思っています。ちょっと、まだ、何をするっていうふうなことは言えませんが、若者の皆さん方の生活支援というふうなことが、ちょっと気にかかっているところがございます。

それから、農業については、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、何とか工夫をして、生産だけではなくて、どういうふうに売っていくのか、販売の面、だれに、どんなふうな理由づけをして喜んでもらえるのか、その販売ルートも含めて、そういう販売のところの工夫をしてもうけようという、そういう欲をですね、村民の皆さん方に出してもらおうというふうなことが課題だというふうに思っています。

子育て支援については、先日も、ちょっと、ちっちゃなお子さんのいるお母さん方との懇談会があったんですけども、いろんなニーズが出てきました。おっしゃっているとおりのような形で、社会状況が変わっているので、お母さん方のニーズというのも多様化している——多様化っていうか、また深まっているっていうふうに思いますので、その辺の対応についても、もう少し研究をしていきたいというふうに思っています。

高齢世帯につきましては、なかなか声を上げる方が少ないというのが現状かなというふうに思っています。ぜひ、民生委員の皆さん方からも聞いていますけども、議員の皆さん方からも、いろんな課題提起をつないでいただけたらというふうに思います。

美しい村連合につきましては、先ほどの景観条例、あるいは住民協定的なものっていうのをやらなくてはいけないというふうに思っておりますし、先ほどちょっと触れました日本で最も美しい村連合推進協議会、仮の名前ですけども、そういったものもつくって行って、どういうふうに村に連合を生かせるのかというようなことを考え、一緒に考えていただきたいというふうに思っています。

何か、その辺が課題かなというふうに思っているところです。

○3 番 (藤川 稔) わかりました。

いずれにしても、そういった経済の後退が少なからず、これから、村にとっても影響が及んでくる時期が来るだろうと思うように思います。

次、また、後半についても、前半同様、ご尽力をいただきたいと思います。

次に、職員のやる気、元気、本気の出る職場づくりについて村長の見解をお伺いをいたします。

常日ごろ、職員の方々についても村づくりのためにご尽力いただいております。当然、やる気もありますし、元気もあると思います。

言うまでもなく、村政推進には職員の人心掌握とやる気の喚起が重要であり、村長と職員の協働した力の結集が村政推進のかなめであります。職員の生きがいを醸成す

る人事管理や職場及び職員からの政策提案などを活用するなど、職員の、さらなるやる気、元気、本気の出る職場づくりが非常に重要であると思います。そうしたことにより、よりよい行政サービスが村民に提供できるものと思います。

村長は、そうした職員の働きがい、いわゆるやる気でありますとか元気、本気を引き出す職場づくり、環境づくりをどのように常日ごろ考え、実践されておられるのか、そこら辺の所見についてお伺いをいたします。

○村 長 毎年、春に人事異動ということが発生します。それからまた、いろいろ緊急な——緊急っていいですか、新しい事態が生じて、それに対応するための人事異動っていうふうなこともあるわけなんですけども、なかなか、正直なところ、職員のやる気が出るようなことを第一優先にして、それだけで人事をするっていうのはなかなか難し状況があります。やっぱり、いろんな経験だとか、今後の、過去の経験、今後のためにどういうふうな、今のうちにこういうこともやっておいてもらわなくちゃいかんだろうとか、こうじゃないとここは回っていかないだろうとか、そういうところで人事をしている、せざるを得ないというふうな状況がございますので、なかなか、職員の皆さん方にとっては、何ていうのかな、何でやろうっていうふうに、何で今回の人事はっていうふうな形で、な方もいらっしゃるかもしれませんが、それぞれ、まあ、プロの行政マンとして、自分のすべきこと、何を期待されているのかっていうふうなところで動いていただきたいなというふうに思います。

職員の皆さんには、今、おっしゃったとおり、激動の社会情勢の中で、何もしなければ村がどうなっていくのか、あるいは、それをどんなふうに変えたいのか、そのためには何をすればいいのか、本当にそれで変わるのか、あるいは逆に弊害も出てくるかもしれないとか、いろんな想像力を持って考えていただきたい、——いただいて取り組んでいただきたいなというふうな思いと、それから、もう一つは、何ていうかな、素早い目の、スピード感のある対応をしていただきたいなというふうなことを思っております。

そんなふうな期待もしながら、まあ、とはいえ、全体的には、よくやってくれているのではないかなというふうに私的には考えておるところでございますので、さらに、また主体的に頑張ってもらえたらうれしいなというふうに思います。

○3 番 (藤川 稔) 社会経済状況が大きく変化をしておりますし、非常に行政課題も、なかなか難しいものが出てまいっております。地方分権改革が進展する中で、職員一人一人が多くの課題に直面しても的確に能力を発揮することも必要であろうと思います。また、そうした職員の能力を組織力として結集して、効率的、効果的に発揮することで問題の解決に向けて取り組む必要があるかと思っております。職員一人一人が公共サービスの責任主体であるとの意識をしっかりと持ち、日々の業務を通して村民からのニーズに適切にこたえることができるよう、人材育成の取り組みも必要であろうと思います。例えば、先ほども村田議員の一般質問の中でも少し触れましたけれども、防災一つとってみても、その防災コーディネーターといいますか、そういった防災に係るスペシャリストの職員の養成でありますとか、そのほかの専門分野が的確に行

政サービスができるように、そういった、一つは専門職の職員も育成していくということが、ひいては住民サービスの向上につながると思っております。職員の中からは、課題達成前の人事異動による不完全燃焼でありますとか、政策提案に予算づけがなかなか伴わないなどの声を若干聞いております。そうしたことが職員のモチベーションの低下につながるとしたら、非常に残念に思うところでございます。職員の声を吸い上げるためにも、上司と部下との密接なコミュニケーションを通じて政策ビジョンや課題の共有化を図り、政策目標と個人の業務目標を関連づけることで、管理職から若手まで、庁内組織が一体となった効率的、効果的な促進する必要を私も感じております。そうした点について、引き続き村長の見解をお伺いをいたします。

○村 長 大変、そのとおりでというふうに思います。なかなか、現実の中で、職員が頑張ってくれている中で、いろいろ、こう、いろんな条件がある中でやっていかななくてはいけないというようなことがあって大変難しいところはございますけれども、みんなが気持ちよく目標を共有して頑張れるような役場にしていかななくてはいけないなというふうに思います。

○3 番 (藤川 稔) それでは、また、職員のモチベーションが高まるように、また、いろいろと村長からもご指導、教育をお願いをしたいと思えます。

それでは、2点目の自然景観の保全によるまちづくり政策についてお伺いをいたします。

中川村は、すばらしい眺望、景観に恵まれ、四季折々の豊かな自然に接することができます。そのもとで、河岸段丘にゆったりと広がる水田、畑、果樹園で働く人々の営みや住まいが、その地域の景観をつくり出しています。

日本で最も美しい村づくりをさらに推進するため、中川村の美しい自然景観を保全していくことは重要な施策の一つであります。

中川村第5次総合計画の中でも、景観の保全と住民協定の推進を施策の体系として掲げています。

また、先ほどの村長公約の中でも日本で最も美しい村連合加盟にふさわしい景観の保全の推進を約束されております。

今後、どのようにして中川村の恵まれた自然環境、自然資源を生かし、景観づくりに努めていくのか、幾つかお伺いをしていきたいと思えます。

まず、村の景観保全の取り組みについて現状をお聞かせいただきたいと思えます。

○村 長 まず、日本で最も美しい村連合というものにつきましては、何回か申し上げましたけれども、景観だけではなくて、景観の上に、さらに食べ物とか歴史だとか文化だとか暮らしぶりだとか、そういった魅力を盛りつけていくというか、そういうような、そのことによって後継者が残れて、よさが受け継がれるようにしていく、持続可能な地域につくるというふうなことでございます。ただ、当然のことながら、その土台となる景観が美しくなければ魅力も活用できないということになりますので、景観、ごみをなくそうという美化運動のレベルから、景観を大事にしようというところというのが土台として大事ななというふうに思っています。

中川村は、今、おっしゃったとおり、西山、中央アルプス、それから南アルプス、天竜川、天の中川、それからまた、そこに、こう、人々の暮らしがちょうどいい形で溶け合っているっていうふうなところが、本当に心が安らぐ、雄大であり、かつ心が安らぐ景観があるなというふうなところが魅力だというふうに思っています。

最近とはいえ、そこに、ちょうど山が見えるところに急にアンテナ工事が始まったというふうなこともあったりっていうふうなこともあって、その辺のところを、まあ、それぞれ人によって気にしているところは違うと思うんですけども、私にとっては、そういう、特にアンテナ的なものがすてきな景観の中に急に立ち上がってくるっていうふうなこと、今は、届けはあるんですけども、ちょっと配慮してよっていうお願いはできますけども、それ以上のことは、なかなかできないというふうな状況もあるので、何か、もう少し景観、ちょっと、少し、このところからは、ちょっと2m外れてほしいとかっていうふうなことがお願いできるような——お願いというか、きちっと言えるようなことも必要かもしれないし、あとは、ガードレールとか電線なんかも景観ポイントについては気になっているところです。

それからまた、看板類についても、ちょっと無秩序になっているのかなっていうふうなことを思っております。

ほかの方は、それぞれ違うところについて、いかがなものかと思っていられる点はあるかと思えますので、これにつきましても、何ていいますか、そういうことについて審議をしていただいて、意見をお聞きして、そしてまた、地域の住民の方々のご理解もいただけるような形で、特に看板についてなんかだと、商工会の皆さん方のご意見もあるでしょうし、そういったことも聞きながら、何らかの形で、条例まで行くのか、協定というふうな、もう少しソフトなものになるのかわかりませんが、やっていきたいなというふうに思っています。

村全体をカバーするような約束事と、それから、ある特定の所だけ、それが景観ポイント的な場所になるのか、もう少し広い地区になるのかわかりませんが、そういう二重の、全体と部分というふうなことで考えることも必要かもしれないし、無理がなくて、かつ実効性があるというふうな、それで合意が得られるようなことを考えていかななくてはいけないなというふうに思っております。

○3 番 (藤川 稔) 今、ご答弁いただいた中に看板の話が出てまいりました。屋外広告物としての看板などの設置状況、例えば、景観を損ねている看板、具体的には、表示が消えているとか、傾いているとか、あるいは看板そのものがさびているとか、あるいは景観をさえぎっているような看板があるのか、そういった看板について、いろいろのケースが源にあると思えますけれども、そういった看板の実態調査っていうようなものをされた経過があるのかどうか、ちょっと、その点について、簡単に結構でございますのでご答弁をお願いします。

○村 長 設置状況につきましては、今、現状ではですね、特にまとめて、どこにどういう看板があるかというふうなことを一元的な把握をするということではできておりません。

○3 番 (藤川 稔) 不要な看板と思われるようなものがあるのかどうか、看板は、ここ

に本当に必要かどうかということも含めて、一度、実態調査をされてみてはいかがかかと思ひます。

いずれにしても、先ほどでました、この屋外広告物、看板等の設置基準を見ますと、まだ村にはできていないように思っております。規制をかけるとしたら、こういった基準をもとに全体としてつくらないと、なかなか規制していくには難しいと思ひますけれども、調査については、特に設置基準なくてもできることであろうかと思ひますので、一度、状況等について把握をしていただければと思ひます。

長野県においては、屋外広告物条例により、色彩とか表示面積、そうしたものが規制されておりますし、飯島町においては、中央アルプス花の道における国外広告物等設置基準などが設けられ、規制をされております。内容としては、位置でありますとか高さ、面積、色彩、そういったものを盛り込んでおられる市町村が多々ございます。

こうした屋外広告物などの規制は、村としても早急に関与する必要があると思ひますので、ぜひ、そこら辺の進め方等を庁内でご検討いただき、ぜひ、規制に向けて進んでいただきたいと、そんなふうと思ひます。

また、看板の持つ機能も非常に重大なものがありますので、また、そういった機能を生かすという視点からも取り組んでいただければと思ひます。

いずれにしても設置基準の策定が前提になりますけれども、屋外広告物の統一化というのは、設置者の意向もあって難しいものもあると思ひますけれども、粘り強く、あるいは意見を十分聞きながら、適切な方式、方策をとっていくことが大事であるように思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、農地の荒廃対策でございます。

先ほどのご答弁の中にも農地の荒廃の話が出ましたけれども、豊かな農地に囲まれた景観を維持していくためには、農地を荒廃させないようにすることも景観の保全に欠かすことのできない努めであります。とはいえ、農業問題との絡みはありますので、これは難題であろうと認識をしております。

しかしながら、この問題解決なくして景観の保全は達成できません。

実際、農家の高齢化、後継者、担い手不足などにより、田畑の休耕や荒廃は進んでいます。実際、私の近くで、そうした光景もあり、周りの方々も見るに見かねているのが現状でございます。

特に、今後、優良農地がそのような状況に進んでいくとすれば、死活問題となります。

また、農業ができない農家から米づくりなどを請け負っている方も、高齢化により請け負えない状況が見られてきております。ますます担い手不足は深刻化をしております。

また、中川村過疎地域自立促進計画の中でも本村の豊かな自然環境を保全する農業を推進するため、病害虫の発生の原因になり、景観上、支障のある遊休荒廃地対策を進めますとうたわれていますが、具体的に農地の荒廃対策を、今後どのように展開されていくのか、お考えがあれば、もう少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○村 長

加えて、農地の遊休荒廃地が農地全体の何割くらいあるのか、あるいは増加傾向にあるのか、わかる範囲内で結構でございますのでお答えをいただきたいと思ひます。

今、お話があったとおりの状況があると思ひます。前にも申し上げたかもしれませんが、私が中川村に来た当初、本当に雑草——田んぼの中に雑草が全然ないし、あぜもきれいに刈られている、どこに行ってもそういう状況でしたけれども、自分だが恥ずかしい思いをしていたんですけど、だんだん、ちょっと、そういうところも増えてきているなっていうふうな気がしておって、それは、とりもなおさず、高齢化とか担い手不足ということのあらわれだというふうと思ひます。

平成22年の農業委員会調査によりますと、遊休荒廃農地は、割と簡単に復旧できるものも含めてという数字ですけども、田んぼと畑と合計して30haという、約30haということになっています。ちょっと何割かは、また、改めまして。

その理由としましては、水田の生産調整、高齢化、担い手不足、鳥獣被害、用水路とかあぜとかの荒廃等々の理由が考えられるということでございます。

その対策といたしましては、現状、行っていることは、南向と片桐、両地区の利用改善組合というものを設けて、手のちょっと余る、手の入らない農地について、組合の中で、ほかの、あっせんをしたり、一元化をしたりというふうなことを取り組んでいただいております。

鳥獣害につきましては、先ほど申し上げたとおり防止さくの設置が、地元の皆さん、頑張ってください、一本につながってくるかなというふうな状況でございます。

猟友会の防除班の方々にも大変ご協力をいただいております、感謝をしております。

あとは、振興作物の奨励ですとかをやっておりますし、JAさんのほうでも天の中川丸ごと農業公園構想ということで、梅等々の作付振興、それからまた、観光と連携した形での観光農園づくりというふうなことにも積極的に村内に声をかけていただいております、農業委員会でも遊休農地の活用に取り組んでいただいておりますし、クリエイティブさんのほうでは、ご存じのとおり針ヶ平にクライנגルデンを、あれも遊休荒廃地の活用というふうな一環かというふうと思っております。

そういうふうなことで、さまざまな取り組みがさまざまな方のご努力によってなされているというふうなことがございます。

ただ、とは言っても、根本的な原因は、やっぱり担い手不足、高齢化ということかなというふうと思っておりますので、何とか、加工だけじゃなくて、いろんな形で、観光とかも入れたり、農家民宿、農家レストランみたいなことも含めて、さまざまな形で農業の魅力をどういうふうにしていくのかっていうふうなことも考えなくちゃいけない、農協、JAさんの系統出荷っていうことも頑張りたいし、また、それになかなか乗れない方についても別の方策があるというふうなことを工夫をしていきたいというふうなことを思っています。

とはいえ、若手農業者の皆さん方を初めとして、本当にいろんな新たな取り組みが行われている、将来を期待できるような動きっていうのも結構あるなというふうにか

えています。一部には、その新たな新規就農者が頑張れるようなことを応援しながら事業を回していこうなんていうふうな企画書なんかも、この間、拝見したりもしておりますので、何とか、そういう芽をですね、伸ばして行って、だんだんとそういうようなものが増えていくようなことを考えていかななくてはいけないなというふうに思っているところでございます。

○3 番 (藤川 稔) 今、ご答弁をいただきました。なかなか難題ではありますが、景観保全に対する住民の意識の高まりが図れるよう、行政としても一段の取り組みを期待を申し上げます。

なお、先ほどの農地に対する有効荒廃地の割合については、また、大会中、お分かりになりましたら教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になりますが、景観形成住民協定の取り組みについてであります。

先ほども申し上げましたとおり、中川村第5次総合計画の中でも景観の保全と住民協定の推進の施策の体系として掲げております。

ご存じのように、景観の形成や育成は、住民がどのようなまちにしたいのか、みずから考え、目標を定め、努力していくことにあります。

長野県景観条例では、このような取り組みを支援するために景観育成住民協定の認定制度を設けております。

今後、村として景観の保全と住民協定の推進をどのように展開されるのか、また、住民のそうした自主的な取り組みへの支援をどのように行っていくのかお伺いをいたします。

○村 長 住民の皆さん方の自主的な取り組みっていうふうなことににつきましては、本当にありがたい、大変心強いことだというふうに思っています。

現に、何ていうんでしょうか、道路を守る取り組みですとか、花を植えていただいたりっていうふうなことをやっていただいておりますし、そういったことにも、いろんな感謝と協力をしていかなくちゃいけないと思いますけれども、特に、先ほどから話題に、出ている看板類については、例えば、本当を言うと、商工会の中とかで、その景観みたいなことを守ることによって、逆に、その中川村の魅力みたいなものが高まって、人が来てくれるようになって、商売にも、多分、長期的にはプラスになるんじゃないかっていうふうな、そういうお考えというものが、もし、広がったりするとありがたいのかなというふうなことを思いますし、そんなふうな意味も込めて相談を出させていただきたいというふうに思います。

ともかく、住民の皆さん方のご協力はありがたいし、また、その中で、こんなことができるのかねみたいなことがあったら、ぜひ、聞かせていただきたいなというふうに思うところでございます。

○3 番 (藤川 稔) 景観保全政策は、住みよいまちづくりのためにも、また、現在の景観を悪化させないためにも、早目の取り組みが必要かと思えます。

以上をもちまして、これで私の質問は終わります。

○議 長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。
以上で本日の一般質問は終わります。
これで本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時37分 散会]